

平成18年第5回定例会

斑鳩町議会会議録

平成18年12月7日

午前9時00分 開議

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (14名)

1番	嶋田善行	2番	松田正
3番	飯邊昭二	6番	浅井正八
7番	小野楨雄	8番	坂口徹
9番	浦野圭司	10番	堯川勝義
11番	三木誓士	12番	木田守彦
13番	木澤正男	14番	里川宜志子
15番	中西和夫	16番	中川靖広

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	浦口楨	係長	峯川敏明
--------	-----	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	助役	芳村是
収入役	中野秀樹	教育長	栗本裕美
総務部長	植村哲男	総務課長	清水建也
総務課参事	堯田昌敬	企画財政課長	西本喜一
企画財政課参事	野口英治	税務課長	藤原伸宏
住民生活部長	中井克巳	福祉課長	西川肇
健康推進課長	植村俊彦	環境対策課長	植嶋滋継
住民課長	阪野輝男	都市建設部長	藤本宗司

建設課長	加藤保幸	観光産業課長	今西弘至
都市整備課長	藤川岳志	都市整備課参事	堤和雄
教委総務課長	野瑤一也	生涯学習課長	山瑤善之
上下水道部長	池田善紀	下水道課長	谷口裕司

1, 議事日程

日程 1. 一般質問

〔1〕 13番 木澤議員

1、多重債務者対策について

- ・多重債務で苦しむ人々が多く、問題視されていますが、サラ金被害の広がりについてどのように認識されていますか。

2、放課後の子ども対策について

- ・放課後子どもプランの取り組みについて町の見解をお聞きします。
- ・学童保育の現状と今後の対応について。

3、国民健康保険について

- ・国民健康保険制度への考え方について。
- ・保険税の引き上げによって住民生活にどのような影響があるとお考えですか。
- ・減免について。
- ・資格証の発行について。

4、後期高齢者医療制度について

- ・制度創設によるメリット・デメリットについて。
- ・制度が創設されることによって本人や町の負担はどのように見込んでいますか。

5、少子化対策について

- ・不妊治療助成制度について。

〔2〕 2番 松田議員

1、当面する諸課題と財政健全化方策について問う。

(1) 指定管理者制度について

- ・制度を採用した事業の今日的評価と今後の対応について。

(2) 災害時における要援護者リストの作成について

- ・個人情報保護の過剰反応が問題視されているが、要援護者リストの作成に行政としても取り組むべきではないか。

(3) 生活保護世帯の状況について

- ・斑鳩町における生活保護世帯の状況はどうなっているのか。

(4) 税負担による住民生活への認識

- ・日常生活を直撃している税負担の状況をどのように認識しているのか。

(5) 財政健全化への課題と指導性について

- ・取り組みの具体化と緊迫感をもった指導力の発揮を期待する。

(6) 町と県の連携強化について

- ・行政執行の効率を高めるため、町と県の連携と整合性の確保は不可欠であると思うがどうか。

[3] 12番 木田議員

1、事業所ごみ収集について

- ・9月19日の厚生常任委員会での質問に対しそれ以後になされた対応について、如何に解決されるのかについて。早急なる解決がなされなければ、ずるずると継続すると思えるので、行政が検討された内容と今後について問う。
- ・今も毎日持ち込まれている状況であり、そのごみの内容についても持ち込まれた町民の苦情を多々聞かされるが、町に対し分別収集の徹底を申し上げながら業者の持ち込みごみについては、それが徹底されていない。しかも業者の持ち込みは受けないと条例に反することは明らかであり、早急なる対応について問う。
- ・持ち込み業者は一業者だけなのか、それと月間持ち込み数量と金額について聞かせていただきたい。
- ・何年位以前から事業所ごみの業者の持ち込みが始まったのかについても問う。

2、一般質問での回答に対する経過について問う。

- ・本年3月2日の一般質問に対し対処方を再度、要請したところである

が、現在も未改修の状況について問う。特に法隆寺国際高校周辺の歩道の改善については、早急にと申し上げたところであるが、町内に於ける交通事故死者も本年も発生している状況もあり、水溜りを避けて車道に自転車や歩行者が出る場合も多々あるので、早急なる改善を要請します。

〔4〕 14番 里川議員

1、住宅耐震診断補助について

- ・募集件数オーバーで抽選となったことについて。
- ・来年度の考え方について。

2、学校給食の調理・洗浄業務委託について

- ・行革の効果としての見方について。
- ・委託に関する契約上の考え方について。

3、職員の勤務時間変更に伴い、臨時職員の対応について

- ・現業の臨時職員の勤務体制がどのようになったか。

4、近畿視聴覚研究大会のメイン会場となることについて

- ・大会の内容と研究発表について。
- ・調査・研究の予算について。

5、子どもたちに重要なものとして「ことば」の指導について

- ・小中一貫教育のなかで、特色ある学習の考え方が示されているが、子どもたちの言語能力については、どのような考え方をもっているか。

6、住宅改築に伴う、建築確認申請に基づく道路幅の確保について

- ・現在、町内で道路拡幅・整備がなされていない状況をどう見れば良いのか。

7、介護保険について

- ・地域包括支援センターの運営について、特定高齢者、新予防給付。

8、障害者自立支援法について

- ・減免している利用区分の今後の考え方について。
- ・今後、介護保険との統合の考え方が示されていることについて。

〔5〕 3番 飯邊議員

1、「いじめ問題」について

今、大きな社会的問題となっている「いじめ」を苦しめた子どもの自殺が相次いでいます。尊い命が失われ前例のない事態が続いています。教育界だけでなく社会全体が立ちすくみ、戸惑いと重苦しさを感じています。政府の教育再生会議では、学校と教育委員会がしっかりと踏み込んで、この問題に対処すべきとの提言もあり、喫緊の課題となっています。「いじめ」は、学校と家庭が一緒になって取り組まなければ、解決できない問題です。当町もこの問題について協議・検討をされていると思いますが、今後「いじめ」の実態を明らかにし、そのための対策を講じておく必要があります。全ての子どもたちが安心して学校生活ができるよう、全力をあげて見守っていかねばなりません。

以上の要旨を踏まえ質問をさせていただきます。

- ・「いじめ」についての実態と子どもへのアンケート調査について
- ・教員のバックアップ体制について。
- ・教員の資質向上について。
- ・スクールカウンセラーによる相談活動について。
- ・一連の「いじめ」に関する認識について。

2、出産育児一時金の支給方法について

妊娠されている方にとっては、様々な不安があり出産後、育児と経済的な負担が伴います。一般的に出産する場合、何かと出費が重なり出産費用は妊娠中の検査費用などを含めるとトータルで約50万円位かかります。そこで子育て支援策として出産にかかる経済的負担を少しでもなくすために、今年の10月、出産育児一時金の支給額が30万円から35万円に引き上げられました。一方、一時金の支給方法は、出産後に請求し一時金を受け取るまでに1ヶ月かかり、病院への支払い時に高額な分娩費用を用意しなければならず、困る人も少なくありません。また支給額の8割を無利子で借りられる「出産貸付制度」もありますが、いずれにしても高額な分娩費用を一旦立て替えなければならないため、制度の改善を求める声があります。

以上の要旨を踏まえ質問させていただきます。

- ・現行の支給方法とその実態について。

・受領委任払い制度について。

3、消防団活動の協力について

消防団は、地域の安心・安全を確保するため、平素は生業を持ちながら「自らの地域は自らで守る」という、ボランティア的な精神に基づいて地域住民の守り手として活動していただいています。ところが近年、各地域で消防団員は年々減少している状況があり、当町においても広報等で募集をかけていますが、定数には至っていません。将来において団員の確保のため、理解とご協力を得ることが必要です。

以上の要旨を踏まえ質問をさせていただきます。

・消防団員の構成と消防活動の協力について。

〔6〕 9番 浦野議員

1、住民が安心できる医療体制とそれへの連携について

・先般大淀町で急患の妊婦が受入れ先をたらい回しにされ、死亡するという事態が発生した。またアスベスト問題で要観察者が、地元県立三室病院他付近でも専門医が配属されていない。住民が安心できる医療体制は整っていないと思うが。

2、役場の窓口対応について

・住民のニーズを的確にかつ迅速に対応できていますか。

3、自治会加入について

・転入住民に対して、自治会への加入について、どのように説明し、加入を促進されていますか。

4、自治会配布文書の整理について

・毎週自治会長宛に自治会員への配布文書が届けられていますが、各書類の整理の仕方に一貫性がなく、自治会長はその整理に困っています改良を願いたい。

5、野焼きについて

・農家が田畑で発生した稲わらや籾殻等野焼きすることは、例外処置として認められていると思いますが、発生する煙で住民とのトラブルが毎年見受けられます。これの周知について。

6、交通の妨げになる道路設置物について

- ・道路に石やコーン他、交通の妨げになる物体がよく置かれていますがこれらの撤去について努力されていますか。

7、職員のクリーンボランティアについて

- ・最近毎月役場職員の休日に清掃活動が行われていますが、住民の視点では気持ちよく思われている様ですが、折角の休日（休息日）をつぶして作業に励まれるのは気の毒に見えるのですが、どういう経過でこうなったのですか。

8、国道168号線の右折レーン設置工事の事前説明について

- ・竜田大橋西詰めの右折レーン設置工事について、住民への事前説明では歩道の完成図や消火栓の移設について十分な説明はされたのですか

9、道路整備の財源について

- ・当町は特に道路整備が遅れています。国は道路整備の財源を道路特定財源から一般財源化しようとしています。将来、当町の財源確保はどうなるのですか。

〔7〕 10番 堯川議員

1、里道の管理について

- ・里道の管理はどこで行うか。
- ・里道の斑鳩町内の把握（調査）について。
- ・里道でありながら個人地として使用されている部分の管理、指導について。

2、町道改修に伴う対策について

- ・町道改修時の歩道設置について。
- ・町道改修時の安全対策について。

3、各事業の進捗、遅延について

- ・特に県事業の遅れについて、町の考え方。
- ・町としてどのような対策を考えているのか。

4、公共施設建設用地の選定についての基本的な考え方

- ・なぜ調整区域を重点的に選定されるのか。
- ・斑鳩町の将来を考えていく中で、この選定でいいのか。

〔8〕 7番 小野議員

- 1、王寺周辺広域市町村圏一部事務組合について
 - ・各一部事務組合が設立された経緯と経過と問う。
 - ・王寺周辺広域市町村圏協議会との関連を問う。
 - ・一部事務組合に対する構成町の議会としての関与を問う。
- 2、特別職報酬等審議会について
 - ・委員選出についての基準と留意点を問う。
 - ・答申に基づく条例改正と特例措置を問う。

〔9〕 6番 浅井議員

- 1、県事業である三代川について問う
 - ・今日までの個人との話合いの結果。
 - ・県は、35年あまり改修工事の凍結を、どの様に思われているのか。
 - ・興留、松楽園前の橋の架け替えについて。
 - ・安堵、斑鳩線の興留5丁目交差点の橋の架け替えについて問う。
- 2、県条例である風致地区条例について問う
 - ・斑鳩町の風致地区及び面積。
 - 第1種
 - 第2種
 - 第3種
 - ・これらの許可基準を守られているか問う。

〔10〕 8番 坂口議員

- 1、ごみの分別について
 - ・ごみ分別の状況について。
 - ・収集作業中の事故について。
 - ・住民からの問い合わせに対する対応について。
 - ・啓発用看板の設置について。

1、本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

(午前9時00分 開議)

○議長（中川靖広君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しています。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は一般質問であります。あらかじめ定めた順序に従い質問をお受けいたします。

初めに、13番、木澤議員の一般質問をお受けいたします。13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） それでは、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。

まず最初に、多重債務者対策についてですが、近年サラ金のグレーゾーン金利によって多重債務者となる方が多発し、社会問題となっています。現在、2,000万人を超える人がサラ金を利用し、230万人もの人々が多重債務で苦しんでおり、多重債務の理由としては、生活費のためが31%、続いて失業、倒産、収入減少が25%を占めていることが国会議論の中で挙げられています。このことから、多くの方々が生活苦からサラ金に手を出し、高い利息のために借金が雪だるま式にふえ、返済が出来ずに多重債務に陥るといことがわかります。

今、グレーゾーンの撤廃を求め、貸金業規制法案が国会で審議をされていますが、斑鳩町でも今年の6月議会で貸金業規制法を改正する意見書を採択しました。また、全国的には43都道府県議会と1,100を超える市町村議会が同様に意見書を採択するなど、多重債務をなくせの声はかつてなく広がっています。

こうした声にこたえ、弁護士会や司法書士会、またサラ金などの被害者団体は、早くから多重債務者への相談や返済までの支援を行い、そうした取り組みによって救われる人も少なくありません。そうした中、政府は、2007年度中にも全国約1,800の市町村すべてに多重債務者の相談窓口を設置する方針を固めました。

そうしたことを受けまして、サラ金被害の広がりや多重債務者の現状に対して、斑鳩町はどのように認識しておられるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） サラ金被害の広がりについてどのように認識をしているのかというご質問でございますが、先ほども質問者が言われてますように、多重債務者につきましては、全国で200万人以上の人がいると言われてるところでございます

このことから、自殺や凶悪犯罪の一因ともなっているのではないかと、このようには思っております。

また、多重債務というのは個人の責任であるという見方が根強い中で、リストラや病気等などによる生活苦からやむを得ずサラ金に手を出す人たちも多く、返済はグレーゾーンの高金利のため、返しても返しても借金が減らず、返済のために別のサラ金で借金を繰り返していくという悪循環に陥り、結果多重債務者になっていく人が多くおられるということも私も認識をいたしているところでございます。

質問者もご承知をいただいておりますように、先ほどもご質問の中でありましたように、このことから国におきましては、上限金利の引き下げを柱といたしました貸金業規制の関連法の改正案を衆議院の財務金融委員会におきまして、先月の29日に可決をされたということでございます。本国会でこの法律の成立に向けて取り組みをされているということも承知をいたしております。

この改正案では、法改正から約3年後におきまして、出資法の上限金利、年利29.2%でございますけれども、これを利息制限法の上限金利とほぼ同水準の年20%に引き下げ、中間のグレーゾーンの金利を廃止をいたしまして借り手の負担を軽減をしていくと共に、多重債務者問題の改善に取り組もうともされているところでございます。

また、先ほども質問の中にもありましたが、全国の市町村で多重債務者の相談窓口を設置をしていくという方針でもあるということも、私どもとして情報として承知をしているところでございます。これにあわせまして、弁護士等が常駐をしていない市町村にも弁護士等を派遣出来る仕組みも整えていくというように情報を把握をいたしております。

当町といたしましては、現在、質問者もご承知をいただいておりますように、毎週木曜日に消費者相談を、また毎月第2、第3、第4火曜日には無料法律相談を実施をいたしまして、多重債務者問題を初めとして住民の方々からの多様な生活相談に対応をいたしているところでございます。先ほどお答えをさせていただいておりますように、国の方でのそういう改正案が可決をされる運びと現在なっているところでございますけれども、これらの国の動向等も見ながら町としても対応をしていきたいと、このように考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 今、部長答弁をいただいておりますので、認識を十分持っていただいているなというふうに感じました。

私はこの問題というのは、借りた方が悪いという自己責任論では決して解決しない問題だというふうに思います。実際に多重債務の方の相談を何件か受けたことがあります。本人が直接多重債務の相談に来るというケースと、あとほかの相談を受ける中で、相談を聞いていくうちに多重債務が発覚するというケースがあります。利息制限法を超える金利は不当だという認識や、計算し直せば過払いもわかり、返済期間が長い人ほど残金が減るという認識は今広がりつつありますが、まだまだ周知されていないというのが現実です。これから3年後に金利を引き下げるということで法案が可決する見通しだと思いますが、こうした問題については、徹底した周知啓発が必要だと思います。本人もそうした問題というのは、他人にだけでなく家族にすら秘密にしているというケースもあり、そのプライバシーの問題というのも考えなければいけませんけれども、町が前向きに啓発や相談体制の充実をしていくという姿勢でもって取り組んでいただきたいと思います。

さらに、こうした取り組みを既に始めている先進自治体では、町税や国保税などの滞納の解消にもつながっているという報告もあります。部長おっしゃっていただきましたが、今後の国会の動向とあわせて調査研究をして、財政再建や住民の皆さんの暮らしを守るという立場からも積極的に取り組んでいただきますよう要望しておきたいと思えます。

それでは、次の質問ですが、今年の5月9日に、文部科学省の地域子ども教室と厚生労働省の放課後児童クラブの放課後対策事業の連携である放課後子どもプランの創設が発表されました。今、放課後の子どもをねらう凶悪で卑劣な犯罪が相次ぐ中で、子どもたちの放課後や週末の生活をどう保障するか、また子どもたちのスポーツ、勉強、文化活動、地域住民との交流活動などの取り組みを行うための子どもたちの居場所づくりを求める声にやっと両省が手を組んで乗り出したというものであり、少子化対策や次世代育成支援の観点からもぜひとも力を入れて取り組んでいただきたいと思います。

それでは、まず放課後子どもプランの取り組みについて、町はどのように考えておられるのか、見解をお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 放課後子どもプランにつきましては、これまで教育委員会と福祉部局でそれぞれ実施をされてまいっております。希望するすべての子どもを対象とする文部科学省所管の地域子ども教室推進事業、これは16年から18年まで試行的にや

っておられます。それと、保護者が労働等のために昼間家庭にいない子ども、これは10歳未満の児童でございますが、を対象とする厚生労働省所管の放課後児童健全育成事業につきまして、実施場所あるいは運営方法等出来る限り一元化いたしまして、効率的総合的な放課後対策事業を展開しようというものでございます。

当町におきましては、質問者もご承知でございますが、放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育を実施いたしております、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し健全育成を図っているところでございます。地域子ども教室につきましては、当町では今日まで実施いたしておりません。

当該事業につきましては、平成19年度からの新規事業でございます、事業の詳細についてはまだ不透明な点が数多くございます。また、予算面につきましても、文部科学省及び厚生労働省の予算要求段階であるために詳しくお答え出来る状況とはなっておりませんが、仮に当該事業を実施するといたしました場合、学校や関係機関との連絡調整、あるいはボランティア等の協力者の確保、登録、そして配置計画、それと活動プログラムを策定等いたしますコーディネーターの配置、あるいは運営委員会の設置そして子どもの下校時間、下校方法等実施に向けてクリアしていかなければならない問題が数多くございます。また、事前に需要調査を行いまして空き教室を確保する必要もあるわけでございますので、平成19年度からの実施につきましては、時間的にも困難であるというふうに考えているところでございます。今後、問題点を整理いたしまして調査研究を行いながら、事業の実施につきまして平成19年度中には方向性を見い出してまいりたいというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 今、教育長答弁いただいた中で、斑鳩町の実態として、放課後子ども教室というのは今行っていない状況の中で、新たに放課後子どもプランを実施していくという段階に当たっては、その答弁の中で、2つの事業、放課後子ども教室推進事業と放課後児童健全育成事業というのを出来る限り一元化していくというふうに教育長答えていただいておりますけれども、その部分というのは私ちょっと気になるんですけども、実際に国の方からこうしたプランを進めていくということが発表された時に、マスコミが一斉に両事業の一元化とか一体化という方向で発表をして、そのことが色々誤解を生んでいるようですが、国会の質問の中でも、2つの事業のそれぞれいいところを生かして、で、連携をしていくという考え方が示されていますが、そういうことを考

えますと、斑鳩町では、やはりまず放課後子ども教室を立ち上げて、そして学童保育、放課後児童健全育成事業との連携を図っていくという考え方で進めるというふうに認識をさせていただければいいのでしょうか。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） これにつきましては、放課後子ども教室については、一応放課後から5時、あるいは6時ごろまでという、これは子ども全体を対象とした時間ということに今予定されております。そして、それ以降、今、斑鳩の場合は6時半まで学童保育やっておりますけれども、そこまでの子どもについては、これは料金も当然取るべきであろうし、必要なそれに見合う料金を徴収して学童保育というような形で、名前は変わるかわかりませんが、そうした時間延長をしていくというようなことも言われておりますので、今の実態としては、状況としては変わらないのではないかなというふうに思います。ただ、5時ごろまでは児童全体を対象とし、そしてそれ以降については、留守家庭を対象とした児童をお預りする、こういう2本立てになっているというふうに思います。

○議長（中川靖広君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 今、答えていただく中で、それぞれ趣旨が違って対象も違うということをご理解いただいているなというふうに認識出来ましたので、ぜひ実施に向けて前向きに取り組んでいただきたいというふうに要望をしておきたいと思います。

ただ、実施をしていくに当たりまして、1つ、やはり次世代育成支援行動計画の中でも、子どもたちの居場所づくりということでもしっかり位置付けをしていただきたい、このことも要望をしておきたいと思います。

それでは、次に、学童保育の現状と今後の対応についてですが、今、教育長の方から答弁いただく中で、実際にマスコミ報道がされた時に心配の声が上がっていたという、学童保育がなくなってしまうのではないかということは、そんなことはないというふうに認識が出来ましたので、そういうふうに理解をさせていただきたいと思います。

そして、今、教育長の方で答弁いただいております、実際にこの放課後子どもプランにつきましては、教育委員会が主体となって、そして福祉部局とも連携をとっていくというふうになってはいますが、別々で考えたら、連携をしていかなければいけないのですが、今の時点におきまして、放課後子ども教室と学童保育との関係について、福祉部局の方でどのようにお考えを持っているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 質問者も申されてますように、また教育長の方から答弁をさせていただいているとおりでございます。19年度からの事業の実施に向けての中で、放課後対策事業の運営委員会というものが設置をされ、そしてその中で19年度中にその事業に向けての対応を研究検討をしていくということで、教育長の方からお答えをさせていただいております。

福祉サイドといたしましても、この運営委員会で、今、申されてます学童保育室の関係と放課後子ども教室につきましては、その運営委員会等で検討をしていただくことになろうかと、このように思っているところでございます。しかし、お互いに児童の様子とか行動などにつきましては、情報交換をするなどといったことで、児童の様子の変化とか健康状態等を相互に把握をし合いまして、早期に対応を出来るような連携とか協力を図りながら、学童保育室が、実際教育長先ほどお答えしましたように、運営委員会の中で、放課後子ども教室の関係で時間的に6時半、7時というような時間設定をされるとなれば、当然学童保育室というところのものにつきましてはどのようにしていくのかなということもちょっと検討をしなければならない点もございますけれども、そういう形で両方がもし併設をしていくということになれば、当然お互いが協力をし合いながらこの両方の事業というものを推進していかなければならないのではないかとこのように考えております。

○議長（中川靖広君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 今、部長答弁いただく中で、お互い連携をしていくという考え方を示していただきましたけれども、やはりその中でもそれぞれの趣旨をしっかりと理解し、そして学童保育は今実際に実施されてますんで、利用されている方、そしてその関係者の方の声しっかりと反映出来るように今後取り組みをしていっていただきたいというふうに思います。

そしてまた、その中で学童保育につきましては、前回の9月議会でも同僚議員から一般質問がされておりましたけれども、今、学童保育の定員がいっぱいになってしまってその定員を超えて運営を行っているという状況ですが、その現状の認識と今後の対応についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 学童保育室の運営につきましては、先ほど教育長も答弁

の中で申されてますように、共働き家庭などで放課後子どもたちが保護出来得ない家庭の児童を対象にしてお預りをさせていただいているところです。こういう中で、今日子どもが被害に遭う痛ましい事件というものが相次いでおりまして、全国的に学童保育の入所希望者というのは増加をしている状況でございます。

当町におきましても、平成18年の12月1日現在で申し上げますけれども、斑鳩学童保育室では119人、そして斑鳩西学童保育室では39人、斑鳩東学童保育室では82人の合計で240人の児童が登録をされております。今、質問者も言われてますように、各学童保育室とも定員を超えているというのが現状でございます。

また、指導員の人数でございますけれども、斑鳩学童保育室では昨年より1人多い6人体制で、斑鳩西学童保育室では3人、斑鳩東学童保育室では4人で、合計13人の指導員が子どもたちが安全に楽しく放課後を過ごせるように指導をいたしているところでございます。

開設時間につきましても、平日につきましては放課後から最長午後6時30分まで、土曜日及び学校の休業日につきましては、保護者の方々からのご要望もございまして、現在午前7時45分から午後6時半まで開設をいたして、保護者の就労支援と児童の健全育成に努めているところでございます。

今後の学童保育室の運営でございますけれども、先ほどもお答えをさせていただいておりますように、放課後子どもプランの運営委員会等を設置をして、その中で両事業の運営方法等も含めて今後調査検討をしていかなければならないのではないかとというように考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 連携の中で考えていただくんですが、斑鳩町学童保育検討委員会の報告では、適正定員が何名やということが示されて、斑鳩町も適正定員を示されている基準に従って指導員の配置等行って運営をしていただいているということですが、ぜひ検討の際に、今の定員について、適正定員が幾らやと示される中では、今後その学童保育の増設等も検討していくことが出来るんでないか、いかなければいけないのではないかとというふうに思います。基本的には学校の中でやっていくということですので、その場所の問題等クリアしなければいけない問題というのがありますが、新たに新規に設置するものについては、国の方からも予算がつくというふうに思いますので、ぜひそこもあわせて検討をいただきたいというふうに思います。

あと、今の状況の中で、前回の答弁の中でも、すべて今希望される児童については受け入れをしているということについては、しっかりと評価をさせていただきたいと思いますので、今後も施設の拡充等充実に努めていただきますよう要望しておきたいと思います。

それでは、次に3番目の質問ですけれども、国民健康保険についてですが、総括質疑の中でも触れられていましたが、今、退職者など国民健康保険に加入される方がふえ、以前に比べ現役世代の方との比率が大きく変わってきており、国民健康保険の運営が非常に厳しくなっています。さらに、国からの負担金が減らされ、それらが保険税となって被保険者にはね返ってきており、住民の大きな負担になってきている状況もあります。今回提出されている中にも、保険税の税率を改定する議案がありますが、そのことにもかかわって町の国民健康保険制度に対する考え方をお尋ねしておきたいと思います。

まず、国民健康保険制度は、1958年からすべての市町村に義務化され、すべての国民に対する医療保障を地域を基盤として確立し、病気による貧困への転落を防止すると国民皆保険の根幹として位置付けられ、貧富の格差によって医療を受けられない人が出ないようにとの趣旨で設立されましたが、国民健康保険の役割と責任をどのように考えておられるでしょうか。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 国民健康保険は、疾病、負傷、出産及び死亡に関して必要な保険給付を行うものでございます。その構成員となります被保険者が、保険料を負担し合い医療費等を賄うという保険制度でございます。

この制度の中では保険料は、医療機関での診療を受ける受けないにかかわらず負担をしなければならないものでございます。被保険者同士が相互に保険事故について扶助し合っているところでございます。さらに、公費も投入をしておりますことから、公的扶助の側面も有しているところではないか、このように思っております。

国民健康保険が発足した当初の被保険者の構成といたしましては、その多くが農業従事者とか自営業者といった収入基盤がしっかりした方々が占めていたというように思っております。しかし、社会情勢の変化によりまして、パートやアルバイト、勤めを退職された方など収入基盤の弱いと考えられる方々の構成比率というものが上昇をしているというのが現状ではないかというように考えております。

その一方で、加入者の増加に伴いまして医療費の支出というのは年々増加をいたしております。そのため、保険者であります市町村の負担も年々増加する傾向がございます。そうした支出の増加を補うためには、保険料の値上げというものが必要になってくるところでございますけれども、先ほども申し上げましたように、国民健康保険を構成する被保険者の多くは経済的な基盤の弱い方が多いことから、現在の国保税や町の負担だけで対応するのは難しい面がございます。市町村の国民健康保険事業の運営は限界に来ているのではないかとというようにも考えているところでございます。

医療は、どこに住んでいてもどのような職業についても安心して受けられることが最も重要であると考えますことから、国民健康保険は企業等が運営する健康保険や政府管掌保険、また共済組合などと一本化することが望まれるものであると思います。国におきましても、そのような動きが少しずつではございますけれども見受けられるようになってきているところでもございます。今後、一層医療保険が安定した制度へ移行していけるように、国などにはそのような一本化に向けての要望もしてまいりたいと、このように思っているところでございます。

○議長（中川靖広君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 今、部長の方で考え方を示していただく中で、被保険者が保険税を払って支える制度でありながら公的扶助の役割も持っているというふうにご認識をいただいているということで、一定皆保険制度の中で社会保障の理念も持って運営もいただいているなというのは理解出来るなというふうに私認識をいたしました。

そして、さらに、今、町独自で運営をしていくことに限界を感じておられる。このことにつきましては、部長も国に対して意見を上げるというふうにおっしゃっていただいておりますので、ぜひ減らされてしまった国庫負担をもとに戻すと、そして国の責任を果たしていただくという観点から、ぜひともそうした声を上げていただきたい。

そして、一本化になるかどうかというのはまだ今後の課題ではありますので、町の運営としては、国保法のやっぱり第1条でうたってます社会保障、国民保健の向上に寄与することを目的とする、その理念を大切に持っていただき運営に努めていただきたいというふうをお願いしておきます。

次に、今回保険税の引き上げによって住民生活にどのような影響があると考えておられるか、お尋ねいたします。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 平成18年度に、地方税法の改正に伴いまして国民健康保険税につきましても、平成17年1月1日現在で65歳以上の公的年金の控除を受けておられた方につきまして、控除限度額が140万円から120万円に引き下げられたことに伴いまして少なからず影響があったところであると、このように思っております。

今回、議案として上程をさせていただいております平成19年度からの保険税の改定でございますが、本会議初日の提案説明でも申し上げておりますように、昨今の経済情勢を踏まえる中で、被保険者の方々にとって過度の負担とならない範囲で、国民健康保険財政が抱えております赤字が増加をするのを抑えるために提出をさせていただいたところでございます。

今回の改定につきましては、税制改正などによる住民税や所得税、介護保険料の負担増によりまして住民の方々への生活に大きな影響を与える中でのものとなることは、総括質疑の中でもご指摘をいただき、タイミングが悪いのではないかとというご指摘もいただいております。そのことにつきましては、担当といたしましては、そのご指摘を真摯に受け止めているところでもございます。

ただ、国民健康保険の財政状況というのは、ご承知をいただいておりますように、大変逼迫した状況でございます。平成17年度決算では約3億4,200万円の累積赤字となっております。先ほどの国民健康保険運営協議会におきましても、保険税の引き上げはやむを得ないという答申をいただいたところでもございます。町といたしましても、これ以上の累積赤字の増加を放置出来ない状況にございますので、今回提出をさせていただいたというところでございます。

個々の税額につきましては、4つの方式の合算から得るものでありまして、所得だけではなくて、固定資産税額、加入者数によりまして異なるものでございますけれども、生活への影響については一概に言えないというところでございます。医療分の一例を申し上げますと、例えば一人暮らしの方で、国民年金の収入で公的年金控除後所得がゼロ円となって固定資産をお持ちでない方であれば、所得割、資産割は課税をされずに、均等割及び平等割は法定減額であります7割減額が適用をされてまいります。現行の保険税と比較をいたしますと、年間で1,300円、月額で申し上げますと約108円の増となるご負担をいただくことにならうかと、このように算定をいたしております。またお2人世帯で、うち1人の方に300万円の所得があつて固定資産税が5万3,000円であるという仮定をした場合には、所得割、資産割、均等割、平等割を合算をいたし

ますと、現行の保険料と比較をいたしまして年額で2万8,800円、月額で約2,400円増のご負担をいただくということになってまいります。

先ほど冒頭で申し上げましたように、地方税法の改正で140万円から120万円に引き下げをされました。そのことにつきましては、2年間でその分で、本年度と来年度におきまして、その影響額を1年でご負担をいただくんじゃなしに2年にということで、そういう形でもさせていただいているということで、住民の方々へのそういう影響等もご配慮をさせていただいているということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（中川靖広君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 私、冒頭で、国の負担減が保険税にはね返ってきているという言い方をしましたけれども、斑鳩町は8年間保険税の引き上げをストップしてきたと、そして今回の引き上げについても住民の極力負担にならないようにという考え方もって改定を行おうとしているという面につきまして一定の理解は出来ますけれども、やはり今の景気の上昇が家庭収入に反映されず、また年金生活者に至ってはほかに収入もないという方が多い中で、増税に次いで保険税増というのは大変問題があるというふうに考えます。そしてまた、総括質疑や国民健康保険の運営協議会でも言われましたけれども、赤字分に対しては一般財源等で補てんを行うべきではないかというふうに言われています。私もそのように考え、ぜひその検討をしていただきたいというふうに思います。国保の加入者の収入というのは、平均的に年々下がってきており、自助努力だけでは国保財政が賄えない状況です。また、高額所得者に対しましても、税率改定の効果は今回期待が出来ないということで、ぜひ赤字に対する一般財源からの補てんということにつきまして、この点について町長にご意見をお聞きしておきたいと思っております。

○議長（中川靖広君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 初日の本会議の時にも総括質疑で質問いただきました。松田議員さんのご質問の中では、特にこういう関係で非常に厳しい中で、生活する人も苦しいという中で町としてはどうあるべきかと。一般財源等今まで繰り出しはかなりしておりますから、それに対して、今後こういう形の中でどう一般財源から、含みがありましたから、そういうことについて一般財源から持ち出しをするのかということでございますから、我々は最大限努力をして、やはりこの関係等については、私は平成8年に料金改定をさせていただいた。その経過も、申し上げたように、平成7年の5月の臨時議会で、最高限度額の関係等について専決処分が否決をされたというのか、専決処分ですから、

そういう関係等から、議員の皆様方もひとつこの際応能応益、50%に何とか努力出来ないだろうかという中で、平成8年の料金改定に踏み込んだわけですが、それから町としては最大限やってきたわけですが、昨今ここ2、3年は3億等の赤字を出していく中で、皆さん方に、大変苦しい中ですが、私としては最低限の値上げというのか、普通から言えばもう少しというのかたくさん値上げをしなければいけないわけですが、出来るだけ負担の関係等については、厳しい中でどうしてもこういう形でならざるを得ないということですので、その時にも総括質疑の中で質問がございましたように、努力をする中で最終的にはやっぱり一般財源がどう持ち出していけるのか、そういうことも踏まえていかなければならないだろうという答弁をさせていただいたら、不退転の気持ちで、この厳しさの中で、職員も皆さん方共々に頑張っていってほしいということもおっしゃっていただきましたように、我々としては努力をしていきたいということですので。

○議長（中川靖広君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 一般財源からの繰り入れも十分に最大の努力をもって検討をしていくというふうにお答えをいただいております、はっきりと明言はいただけませんでしたけれども、ぜひとも今おっしゃっていただいた方向で実現して実施をしていただきたいというふうに強く要望しておきたいと思います。

次に、減免制度についてということですが、今、申し上げましたように、増税特に構造改革による住民への負担増によって保険税が払えないという状況が今後広がってくるのが予想されます。保険税が払えないということによって保険を受けられないという人を出してはいけないというふうに思うんですが、保険税の減免の実施について町はどのようなお考えをしているのでしょうか。担当課にお聞きしたところ、減額として行っていますということですので、現在行われている状況とあわせてお聞きをしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 国民健康保険税におきましては、当該年度の前年の所得が低い方々につきましては減額措置を行っているところでございます。例えて申し上げますと、世帯の所得が33万円を超えない場合につきましては、均等割額と平等割額を7割減額することといたしております。さらに、世帯人数と所得に応じまして5割、2割といった減額を実施をいたしているところでございます。一応これが現状でございます。

す。

それ以外では、条例の規定によりまして、災害によりまして生活が著しく困難になった時などは減免を行うことといたしているところでございます。ただ、所得や収入に着目した現行上の減免を実施をするということになりますと、そのことによります収入不足を他の被保険者の方々に求めていくということになりますので、保険税の算定にも影響を与えることにもなりかねないところでございます。先ほど来からお答えをさせていただいておりますように、累積赤字が多額でございます現在で、新たな減免措置の導入というのにつきましては、慎重にならざるを得ないというように考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） やはり申請減免を行うということについては、財政状況を見ながらの対応も必要というふうには思いますが、実際に他の市町村でそうした減免を行っているところというのは、一定の基準として生活保護世帯の基準以下の方に対して独自に減免を行っているという状況があります。実際に部長、今の斑鳩町の財政状況の中での実施は難しいというふうにお考えだという答弁をいただきましたけれども、その基準についてはどのようにお考えになっているのでしょうか。考え方として、生活保護世帯の基準以下に対して減免制度を考えていく方向性は、持てるのか持てないのか。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今、ご質問いただいている要旨といたしましては、生活保護を受けておられない方で、生活保護基準の以下での所得がおありになる方、そういうことをご理解をさせていただいていいのでしょうか。といいますのは、条件的にもよるんですけども、生活保護基準の以下の所得の方であれば、一応生活保護を受けていただくことが、資産をお持ちとか色々な条件はあるんですけども、そういう条件がなければ生活保護の受給の対象となる方ではないかというように思っております。そういうことで、生活保護の受給者になっていただくことになれば、国保税というのは付加ということにはならないということになっておりますので、その辺でちょっと、どういうことか、質問がご理解出来ないものですから、申しわけありません。

○議長（中川靖広君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） すみません、質問の仕方が悪かったと思います。今、部長おっしゃっていただきました資産についても、資産を持っていて高い保険税がかけられる人

でも、収入が少ないという中で本当にお困りの状況がある人なんかの対応についてのお考えをお聞かせいただこうと思ったんですけれども、ちょっと質問の仕方が悪かったかなと思います。その点について、資産は持っていますが、保険税がかかってくるという方に対して本当に払えない状況があるのではないかと、そういうふうには私思うんですが、そういう人に対しての減免の基準は考えられんのかどうかということでお尋ねをしたいと思えます。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） ご質問いただいている分につきましては、想定する範囲の中ではございますけれども、多分7割の減額の対象になられる方ではないかというように思います。そういうことで、7割減額のご申請をいただければ7割減額ということで対応が可能ではないかなというようには思っておるんですけれども、そういうことで基準を設けるかどうかというよりも、そういう対象の方ではないかというように私の方では理解をさせていただいたらと思うんですけれど。

○議長（中川靖広君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 私ももう少し調べたいと思います。

次の質問ですが、私、保険税を払えない人が保険を受けられないということがあってはならないというのがこの保険制度についての理念だというふうに思いますし、憲法の方でも25条でそのことをうたっておられるように思います。そのことにつきまして、今、資格証の発行についてお聞きをしたいんですけれども、これまで斑鳩町は資格証の発行というのは、極力というかしてこなかった、そうした対応をさせていただいているというふうに思いますが、今後資格証の発行について同じような考え方で進めていただけるのでしょうか。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今、質問者も申されてますように、国民健康保険につきまして、被保険者資格証明書を国民健康保険では交付するように規定が定められております。しかし、当町では、現在のところ交付をしておらない状況ではございます。

国民健康保険は社会保険制度である以上、給付につきましては保険税負担の代価と考えるのが基本であろうかと、このように思います。また、苦しい中におきましても、保険税を納付をさせていただいている方も数多くおられるところでもございます。こういうことから、滞納者に対して何らかの手だてを講じていくことは必要ではないかと、この

ようにも考えておまして、今後資格証明書を交付をしていくことは、斑鳩町におきましても避けられないのではないかとこのように考えているところでございます。

ただ、滞納者の方でも様々な原因でやむを得ず納付出来ないという事情を持っておられる方もあろうかと、このように考えますことから、滞納者のすべてに画一的にこの証明書を交付していくというのではなくて、滞納の原因が何であるかなどその原因等を調査をする中で出来る限りの納付を促しまして、被保険者にそのように働きかけていきたいというには考えております。それでもなおかつ納付相談や呼び出しにも応じていただけないようないわゆる悪質な滞納者につきましては、負担の公平性という観点から何らかのペナルティが必要であると、そうした滞納者の方には資格証明書の交付もやむを得ないのではないかとこのように考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 一定、本当に悪質というんですかね、そんな方に対しての資格証の発行ということによっておられるのかなというふうに思いますが、決して機械的に発行するというものがないように、これまで対応していただいていると思いますが、そうした方向で今後も十分対応いただきたいというふうにお願いしておきます。

それでは、次の質問なんですが、色々お尋ねをさせていただこうと思っておりましたがちょっと時間の関係で、この制度についてまだまだ、後期高齢者制度についてというのは、75歳以上の高齢者が全員加入するという新しい保険制度が立ち上がろうとしていますけれども、それにつきまして町長、この制度がどんなものであるか、そしてどんな姿勢でもって取り組みをしようと考えておられるか、その点お聞きをしたいと思っております。

○議長（中川靖広君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 後期高齢者医療制度は、将来にわたり医療制度を持続可能なものにしていくため、国の医療制度改革大綱、平成17年12月1日政府・与党医療改革協議会決定に沿って創設されたもので、医療保険から独立した高齢者のみが加入する新たな医療給付制度で、平成20年4月から施行されることとなっております。現行の老人保険制度が健康保険組合や市町村国保など他の制度からの支援によって成り立っている仕組みに対し、後期高齢者医療制度は独立した相互扶助の考え方に基づいている制度ということでできます。

この制度では、原則として75歳以上の高齢者は、現在加入している医療保険の資格を喪失したうえ、後期高齢者医療制度の加入者となり、保険料を負担することになりま

す。ただし、医療機関で受診した時は、現行の老人保健制度と同じ医療費の1割または3割を支払うこととなります。さらに、この制度の大きな特徴は、県下の全市町村で構成する広域連合で運営されることでもあります。

このように、今後ますます増加が見込まれる高齢者の医療について、現在医療の給付が中心となっている老人保健制度を、医療の対象者である高齢者と支援を行う若年者が適切なバランスのもとで負担を行う制度に改め、負担と給付の関係を明確にすると共にまた広域化による財政的なリスクの軽減を図り、少子高齢化に対応した独立した新たな医療制度として実施されるものであります。

一方、広域連合という新たな体制での制度運営のため、当町におきましては、その事務が円滑に遂行されるようその事前準備に努めると共に、高齢者の方々が新制度に対して安心を持っていただき、適切なサービスが提供されるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） すみません、時間がないのでもう次に行かせてもらいます。

それでは、最後の質問ですけれども、以前にも一般質問させていただいておりますが少子化対策として今県の方で不妊治療の助成を行っていただいております。そうしたことにつきまして、私前回の質問では、県と共に協力して研究をしてほしいという形で終わっていたかと思いますが、今回、町として県の補助に上乗せをするという形で助成が出来ないかという、この点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） この制度が実施をされまして現在時期的にはそれほど年数がたっておりません。そういうことから、助成の希望者は増加はいたしているところではございますけれども、不妊治療としての効果というものはまだ検証をされていない状況でございます。この助成を町の事業として拡大をしていくというのは、こういうことも踏まえまして現在では難しいのではないかと考えているところではございます。今後、県のこの助成制度の動向等も留意をしながら、不妊に悩んでおられる方に対しまして、プライバシーへの配慮も十分に行いながら、保健センターが相談窓口として対応をして、この県の制度の周知とか種々の情報の提供に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） お聞きをしますと、県の方でこの補助制度2年から5年間に延長をしてされたというふうにお聞きをしています。そして、そのまだ効果のほどがどのようなものかわからないということで、まだその補助制度の取り組みを続けられるようですが、ぜひその見極めをしていただきたいと。

そして、斑鳩町の特殊合計出生率、聞きますと、計算の仕方が、町外で生んでおられる方が多いのでこんな数字になるのではないかということですが、実際に次世代育成支援の行動計画を立てた時に、1.12というすごく低い数字であった。ということは、やはり斑鳩町として子どもを生んでいただける体制づくり、そして啓発というのも十分に行っていかなければいけないというふうに考えます。先日の周産期医療制度の不備による事故の問題もありまして、しっかりと安心して産んでいただける体制を県に要望していきますと同時に、町としても町民の皆さんに十分そうした啓発を行っていただくように要望をいたしまして私の質問を終わります。

○議長（中川靖広君） 以上で、13番、木澤議員の一般質問は終わりました。

続いて、2番、松田議員の一般質問をお受けいたします。2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 提出をいたしておりますことについて若干意見を述べて見解をお聞きをしていきたいというふうに思います。

私に取り上げておりますのは、当面する諸課題と財政の再建方策についてであります。その具体的な趣旨として、1つには指定管理者制度についてお尋ねをしたいと思っております。サービスの向上と経費の節減を目的とする指定管理者制度を採用した事業の評価と今後の対応についてお尋ねをしたいと思っているわけであります。

指定管理者制度は、平成15年9月地方自治法改正で導入をされ、これまで公的団体への管理委託をしてきた公共施設を、各自治体は平成17年8月までの移行期間、いわゆる3年間に民間を含む指定管理者へ委ねるか直営にするかを決め実施することにいたしました。このことの目的は、サービスの向上と経費の節減にあると考えます。

斑鳩町は、この指定管理者制度を導入し、平成17年12月議会で関係条例の整備を行いました。この改正趣旨に沿うべく指定管理者制度審査会において審査をし、文化振興財団などを指定管理者に指定することにいたしました。斑鳩町が決定した事業は、いかるがホールなど3事業であります。指定管理者を決めるに当たって、文化振興財団など現受託者であり、管理者の実績があり、効率的な運用が期待出来るとしています。だが、指定管理者は、当初計画では3年としておりましたが、最終的には平成18年4月

1日から1年と短縮をされました。それは、その間の執行状況を見て改めて対策を検討する方向を示したものと考えております。

以上のような経緯を得て今日に至っているのですが、指定管理者制度実施後の事業の執行状況をどのように評価をし、今後どのように対応しようとしているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 本町における指定管理者制度の対応でございますが、今年の4月に、いかるがホール、法隆寺iセンター、観光自動車駐車場の3施設において制度を導入したところでございます。それぞれの施設の指定管理者には、従来の管理委託先であります財団法人斑鳩町文化振興財団、斑鳩町観光協会を1年間の期間で指定いたしております。

その評価といたしましては、公共サービスの提供という面では、概ね順調に従来どおりのサービス維持が出来ていると感じております。ただ、指定管理者制度の創設のねらいであります住民サービスの質の向上及び経費の節減という点においては、両団体とも努力をしていただいているものの、1年に満たない現段階におきましては、十分な効果を発揮するには難しいものではないかと考えております。

今後の対応方針につきましては、両団体がこの1年間の指定期間において、今のところ大きな問題もなく施設の維持管理が出来ていることから、再度指定管理者として単独指定する方向で進めてまいりたいと考えているところでございます。また、両団体における経営的な観点による施設運営をさらに促していくためにも、次の指定の期間は複数年に設定し、町からも、住民サービスの質の向上及び経費の節減を実現するように、各施設の運営をチェックしながら、両団体に施設運営の改善を働きかけていきたいと考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） いずれにしても、この問題は、恐らく来年3月の議会で関係条例等の提出が行われて審議をすることになるというふうに思いますので、その際に具体的な内容については質疑をすることで次に送りたいというふうに思います。

ところで、次の欄に掲げております個人情報保護に対する過剰反応から、多くの自治体で災害時における要援護リストの作成が進んでいません。斑鳩町の場合も例外ではないというふうに思います。私は、これまで機会あるごとに、災害はいつ起きるかわから

ない、足踏みしている場合ではないと警鐘し、現実的な対応を急ぐように訴えてまいりました。ようやく最近になって、阪神大震災の被災地である神戸市が作成に動き出したと報じられています。個人情報漏れに不安を感じる者が多くいることも承知しています。だからといって、住民の安全が行政の最重要事項であり、過剰反応を恐れて対応の遅れが許されるものではないというふうに考えます。なぜ援護者リストの作成が必要なのかという説明を積極的に行うなど、行政としても対応すべきではないかと考えています。斑鳩町も行政課題としてこの取り組みについて今日検討しているように聞くのでありますが、どういう方向が検討されているのか、お示しをいただきたいと思えます。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 災害時におきまして、要援護者に対しましては、重要な支援対策といたしましては、安否を確認をいたしまして、安全な場所へ避難誘導をしていくことではないかと、このように考えております。このことから、ご指摘をいただいておりますように、平常時から要援護者の所在や実態等を把握いたしまして、その要援護者リストを作成をし、町や地域、関係機関等におきまして情報を共有化することが必要ではないかと、このように考えております。

こういうことから、来年度でございますけれども、一人暮らし高齢者とか高齢者世帯また身体障害者、視覚障害者等要援護者の方を対象にアンケート調査を実施をいたしまして、その要援護者リストを作成をしてまいりたいと、このように考えております。要援護者リストの取り扱いにつきましては、今、ご質問の中でもありましたけれども、プライバシー保護の観点ということも十分注意をしなければならないとは考えております。このリストの作成によりまして、地域の方々の協力のもと災害時の避難誘導や安否確認等の支援活動が円滑に行えるのではないかとこのようにも考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） ご説明がありますように、出来るだけ速やかに具体的な対応をしていただきたいということをお願いしておきたいと思えます。

次に、斑鳩町における生活保護世帯の状況についてお尋ねをしたいと思うわけですが、まず初めに、憲法25条で、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定めていますけれども、憲法が言う「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するための経費というのは一体どのぐらいを指しているんだろうかとい

うことについて多少議論をしたいというふうに考えているわけでありませけれども、この問題については、今回は一応保留にしたいというふうに考えます。

そこで、具体的に、斑鳩町で生活保護を受けている世帯はどの程度あるのか、また生活保護受給額は平均1人幾らぐらいになるのだろうか、受給者の内訳、いわゆる高齢者障害者、あるいは傷病者等の世帯がどうなっているのかということなどについて、それで生活保護世帯はふえているのか減っているのかということについてお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 斑鳩町におきます生活保護受給世帯の実態ということでございますが、平成18年の12月1日現在で答えをさせていただきたいと思っております。斑鳩町では、67世帯で104人の方が受給をされている状況でございます。1世帯当たりの平均受給額で申し上げますと9万2,000円、1人当たりで申し上げますと6万1,000円程度という状況でございます。

受給者の内訳でございますが、高齢者世帯が38世帯で67世帯中全体の57%程度でございます。傷病世帯につきましては13世帯で19%、障害世帯では12世帯で18%、母子世帯では4世帯の6%という状況でございます。

生活保護世帯の状況でございますが、景気の低迷とか雇用構造の変化などによりまして年々ふえてきている状況でございます。昨年と比べまして7世帯ふえているところでございます。その7世帯増の内訳でございますが、高齢世帯で4世帯、傷病世帯で3世帯という状況でございます。

○議長（中川靖広君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） それでは、よく聞くのですが、年金受給者より生活保護を受けている方が有利な場合があるというふうに聞くわけでありませけれども、そういうようなことがあるのかどうか、また地域別最低賃金制と生活保護費との整合性についてどのようにお考えになっているのかということについてお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 公的年金制度は、国民全体が連帯し、世代間で支え合うことによって、高齢期等における稼働能力の喪失、減退を補てんするものでございます。現役時代における保険料の納付実績に応じた年金額を、原則として個人の所得や資産の状況にかかわらず高齢期に給付する社会保険方式を採用をいたしております。

一方、生活保護制度は、年金による所得を含め、利用し得る所得、資産等を活用してもなお最低限の生活を維持することが出来ない時に、不足分に限って保護を行うものがございます。その最低生活費は、個々の状況に応じた最低限度の生活全般を保障をいたしているという状況でございます。

現在の基礎年金の、満額水準というのでございますが、月額で約6万6,000円、夫婦の方でいきますと13万2,000円で、全国これは一律となっております。これに対しまして、生活扶助の基準額は地域別に分かれておりまして、斑鳩町の場合は、3級地の1という地域別に該当をいたしまして、65歳の単身世帯の方で6万5,210円の支給、そして65歳夫婦世帯で9万8,620円という支給状況でございます。単身世帯では、基礎年金の方が少し低くなっている地域もございますけれども、全体で見ますと生活保護費と比べて遜色のない水準になっている状況でもございます。

ただ、公的年金と生活保護制度は制度の趣旨や内容が異なりますので、公的年金制度の年金額と生活保護制度の最低生活費を単純に比較することは適当ではないというようにも考えております。

真に必要な生活保護を受給することは国民の権利でございますが、だからといって自分の老後が安易に生活保護の依存につながらないように老後の設計については真剣に考えていただくべきで、生活保護制度につきましては、保護を受けている世帯への訪問などを通じまして、収入とか扶養の履行状況など生活の状況を十分に確認する必要があります。こうした取り組みが不十分なために、不正受給が生じたり、生活保護は年金と同じという意識を生んだりしている側面もあるのではないかとということにも思っております。生活保護制度の運営の適正化を図り、そのような誤解を払拭していくことが、生活保護制度にとっても年金制度にとっても必要と考えているところでございます。

2点目の地域別最低賃金制との整合性の関係でございます。地域別最低賃金と生活保護費をめぐる問題につきましては、これまでも国会などで論議をされてきている経過があります。確かに最低賃金が地域によっては月収ベースで生活保護水準を下回らしてワーキングプア、働く貧困層と言われていますが、を生む事態となっております。

最低賃金は、昭和34年に、健康で文化的な最低限の生活を保障した憲法25条に基づき、すべての労働者を不当に低い賃金から保護をする安全網、セーフティーネットでございますが、として最低賃金法として制定をされましたが、その安全網が適切に機能しているかどうか疑問視をされまして、最低賃金法の見直しを求める声が高まっている

ところでございます。

こうしたことから、最低賃金法の見直しを検討している厚生労働省の諮問機関でございます労働政策審議会の部会で、この11月30日に見直しの素案が示されてもおります。素案におきましては、地域別最低賃金の額を決める際に、生活保護費の水準を考慮するほか、最低賃金を下回る水準で雇用した企業に対しましての罰則も強化をされまして、来年の通常国会に改正案の提出が予定をされているというように聞いております。

最低賃金の水準が生活保護の水準より低いと、労働者を守る安全網の機能が果たせないだけではなくて、就労への意欲そのものが奪われてしましまして、額に汗して働くよりもといった社会的なモラルハザードを引き起こしかねないというようにも思っております。まじめに働く人々が報われる社会の構築というものが必要ではないかというように考えております。

以上でございます。

○議長（中川靖広君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） それでは、次に移ります。

初日の本会議において総括質疑の際にも申し上げているわけではありますが、国は財政が厳しいことを理由に、所得税の定率減税完全廃止などをはじめ老人所得者の給付制限の政策を次々に打ち出しています。地方自治体もその例に漏れなく住民負担をもたらしております。

「納税は国民の義務と理解をし気持ちよくと思うけれども、そうはいかない。定率減税の縮減、高齢者控除の廃止、今年の申告は税が特に身にしみた」「高齢化社会の今、その高齢者が税に悩み、社会保障制度（年金、医療、介護）において、将来の不安は増すばかりである」「老人保健の医療給付、通常は1割負担が高所得者は3割負担である高所得者は、保険料や所得税を所得に応じて支払い、給付を受ける時は、すなわち病気になると給付が普通より低い。これでは、俗に言う踏んだり蹴ったりである。このような施策は誤りである。給付は平等であるべきであり、財政が苦しいならば、消費税を引き上げるのが筋であろう」「私は、所得税の確定申告をして国税を納めています。今回も国民年金、高齢基礎はふえていないのに、住民税や国保税も増税され、介護保険料も天引きされています。こんな暮らしの中で増税なんて、国民の生活も深刻な時代になっています。私たち高齢者も、国民の義務と思って苦しい暮らしの中から責任を果たしているのです。こんな大切な大切な税金をもっと有意義に正しく使用してください」。こ

れらは、最近新聞の投書欄に寄せられた高齢者の率直な声を抜粋して紹介を申し上げた次第であります。相次ぐ負担増に耐えきれず、消費税のあり方まで思いをいたさざるを得ない追い詰められた老人の悲痛な声だというふうに受け止めます。

ところが、政府の経済諮問会議は、税制改革のあり方をめぐる集中審議で消費税引き上げに関する論議は一切なかったといえます。このことについては、来年の参議院選挙を見通し、都合の悪いことはひた隠しにしながら論議を先送りしているというふうに私は思います。しかし、この辺についても、なぜ議論をし、一切そういったことが明記されないのであろうか、疑問に思っているところであります。

こういった状態にさらに追い打ちをかけるがごとく、町案におきましては国保税の値上げが提案されているわけであります。こういった事象についてどのようにお考えになっているのか、老人の声をどのようにお聞き取りをいただいているのかということについてお聞きをしておきたいと思えます。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 相次いで行われました税制改正により、高齢者優遇措置の廃止・縮減や定率減税が廃止されることになりました。

これまで、65歳以上の高齢者については、障害を持つ方などと同様に公的年金控除や老年者控除など、その他の人々よりも優遇する措置が講じられ、例えば64歳で納税していた人が、同じ所得にもかかわらず65歳になれば非課税となるということが生じておりました。また、経済社会の構造が大きく変化する中、急速に進展する少子高齢化社会においては、年齢にかかわらず能力に応じて公平に負担を分かち合うということが必要であり、こうした観点から優遇制度の見直しがされたものでございます。

また、定率減税につきましては、平成11年度の税制改正において、当時の著しく停滞した経済状況に対応して、緊急避難的に特例措置として導入されたもので、我が国経済の動向を踏まえ、縮小・廃止されるものでございます。

このように、税の優遇措置、特例措置が廃止されたものでありますが、短期間の間に改正が集中したことによりますことから、高齢者の方への税額が大きく変化し、著しい負担増を感じておられるということでございます。

税制改正につきましては、これまで広報紙に掲載すると共に、申告案内通知にチラシを入れてご案内したり、申告会場においても周知に努めてまいりました。また、税務窓口、あるいは電話により問い合わせをいただいた際にも、制度改正の内容についてご説

明をさせていただくと共に、さきに述べましたことにつきましてもご説明を申し上げ、ご理解をいただくように努めてまいったところでございます。

国、地方の厳しい財政状況は、これまでの税財政制度を維持していたのでは到底対処出来ないというものでございます。今、国では道路特定財源の一般財源化について議論されておりますが、三位一体の改革や様々な構造改革を着実に進めることが最も重要かつ必要なことだと考えております。また、消費税につきましても、国民に理解の得られる改革が十分に進められる中で、なおかつ財源収入を他に求めざるを得ないということであるならば、将来的には消費税の見直しも行っていかなければならないかとも考えておるところでございます。

○議長（中川靖広君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 答弁の中でやはり気になりますのは、「定率減税については、平成11年度の税制改正において、当時の著しく停滞した経済状況に対応して緊急避難的な特別措置を導入されたもので、我が国経済の動向を踏まえ縮小・廃止されるものであります」。これは、景気がどうなってきたのかどうかということに触れずに、国の財政が悪いからこういった緊急特別措置というものを排除したんだということを、当たり前のような言い方を実はしている。その反面で、住民の、あるいは高齢者の税額が非常に大きく変化をして負担増になってきたというふうに感じているということも言っています。そして、それらの関係について理解を求めるために、広報だとか何とかということで色々周知徹底を図って理解を求めてきた。さらに、申告の際にも十分、問い合わせなどがあつた際にもそれにこたえてきたというふうに言っているわけでありましてけれどもそこに住民の真の声を、あるいは訴えを、苦しみというものを肌で感じているというふうに本当に受け止めれるのかどうかということ、極めて疑問であるというふうには思います。

特に、こういった関係について、12月いかるが広報が発行されましたが、その11ページのタイトルのつけ方は一体何なのか。このことが端的に私はあらわしているというふうには思うんです。増税負担の納税者の禁裏を逆なですのような広報の記載状況ではないのか、タイトルのつけ方ではないのかということについて、私は強い憤りを感じています。必ずしも適切なものではないのではないか。こういうことをもって理解と納得を求めているんだという町の姿勢について私は理解が出来ないほど、今日深刻な状況として先ほど投書などで出ている関係を紹介をいたしました。そういうことを肌で感じる

ような、住民に訴えるような、説明責任を尽くしているというふうには果たして言えるのかどうかということについて、私は疑問に感じているということを申し上げておきたいと思います。

そうしたことから、今日町が行おうとする財政健全化への取り組みとその課題についての指導性などについてお尋ねをしてみたいというふうに思います。

緊迫感を持った財政運営こそが求められており、適切な指導力の発揮を要請したいわけでありませけれども、斑鳩町は、財政健全化の基本方針として、「将来にわたり持続可能な健全財政を確立するために、基金からの繰り入れに頼らない予算編成を目標に取り組むことにしている」と言っています。しかし、現実には、平成18年度の一般会計では、基金からの繰り入れが5億510万6,000円と過去最高額になっています。私は、少なくとも年度末の決算段階で黒字額が出た場合の措置としては、翌年度に繰り入れするのではなく、基金に戻すか公債費の償還に充てることを基本に置くべきではないかと考えています。

9月議会で、平成18年度一般会計の第2次補正予算が組まれました。その主なものについて、地方特例交付金と地方交付税の1億6,323万円の減額、一定の条件を満たせば、許可から同意に改正されたことを理由に、町債の発行増額と財源の振り替え措置が行われ、道路新設改良事業債2億4,450万円が追加補正をされました。また、総合福祉会館の建設事業、これは用地取得費でありますけれども、2億31万9,000円を補正、その資金として町債発行は2億1,000万円としています。このことによって、土地開発公社での土地取得費1億9,475万4,000円を減額しています。これが第2次補正予算の内容であったと理解をいたしています。

そこで、特に問題としたいのは、一定の条件を満たせば借りるだけ借りようという安易な考え方のようで、財政運営の厳しさが感じられていないのであります。この予算は巧妙な運用技術を酷使をしたものと当時の総務常任委員会で私が指摘をいたしてまいりました。

財政健全化への基本方針を踏まえ、行政、議会、住民が一体となつての取り組みが重要だと考えています。私は、「議員としての資質の向上と働き度を倍増させ、住民の信頼と財政健全化に向けての具体的方策として、現行3常任委員会制を堅持し、議員定数をさらに削減するための素案」を8月29日議会運営委員会に提示し論議を求めています。

住民の合意がない中で、財政健全化への実効性を高める結論を期待することは困難であると思います。住民の一人ひとりが自分の問題として考えられるまでに辛抱強い議論が必要であることは論を待ちません。財政に対する認識は、今なお甘さがあるのではないかと。口では財政の危機的状況を訴えながらも、切迫感を持って受け止めようとしていないのはなぜだろうか。

その要因は数多くあるでありましょうけれども、その1つとして、膨大な借金を次の世代に引き継がせないためにも、公費の使い道を厳格にチェックするシステムが欠落しているのだと指摘をし、その構築こそ急務であると主張する識者の声も聞かれます。

すなわち、日本では、財政法や地方自治法で国や自治体の会計処理は単式簿記で行われることになっています。これは、収入と支出の現金の動きだけを記録する方式で、一般家計簿と同じ発想にあると言わざるを得ません。これだと、予算どおり支出されたかどうかのチェックは出来ますけれども、借金が幾ら累積されているか、資産価値がどのくらい目減りをしているのか、予算が効率的に使われたかがわかりません。

欧米諸国では、既に企業会計の考え方を取り入れ、資産と負債の累計などもすべて記録する複式簿記に移行したと言われていています。日本でもようやくその方向で基準づくりが進められており、斑鳩町でも総務省から出された「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」の手法を参考に財務諸表を作成するなどの努力が尽くされていますけれども、法的な根拠を持つものではありません。しかも、下水道事業などの特別会計にはこの制度が取り入れられておりません。私は、公共下水道事業特別会計などは、企業会計方式をとるべきだと考えています。また、現在の監査制度の問題としても幾つかの指摘がありますけれども、時間の関係もあり省略をいたします。

今日、政治は、経済成長と財政再建を両立させる施策を進めようとしています。政府は、景気は回復傾向にあると言いますが、庶民としては全くその実感がないのが現実であります。世の中は矛盾に満ちて一筋縄ではいかないということも承知をしています。その矛盾の中でバランスを保つには、知見と経験を加え文意の定かな表現力が必要だと言われていています。今こそ、行政の上に立つ者の指導力が問われていると考えます。指導力とは、決断と説得の2本の柱で立つべきだとも言われています。国、地方共に、財政再建シナリオを着実に進めていくためには、財政再建と経済活性化の両立という難題に取り組む必要があります。

竹下元首相が、政権の座を絶たれながらも消費税を導入したように、「嫌なことでも

やらねばならない」と大衆的情熱に迎合しないことも必要であるとしたことも学びながら、世論ということに惑わされることなく、庶民の常識の上に立って指導力を発揮することを強く期待したいのでありますけれども、この点について町長の所見を伺いたいと思います。

○議長（中川靖広君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 9月町議会定例会の総務常任委員会におきましても、ご質問者からのご指摘につきましては、真摯に受け止めているところでございます。

5億510万6,000円という多額の財源を基金から取り崩さなければならないという極めて厳しい町財政の現状におきましては、今、求められている課題には果敢に取り組んでまいっているものの、健全財政を確保する見地から、いたずらに財政規模の拡大を刺激することは避けるべきものと改めて痛感をしております。

このためには、ご質問者もおっしゃっておりますように、決算上の剰余金が生じた場合には、翌年度の歳入に編入するのではなく基金に積み立てる、また町債の繰上償還の財源に充てるなど、本町財政の長期的視野のもとにおける健全な運営の確保に資するための基本姿勢そのものが大切であると考えているところであります。

また、財政の健全化に向けましては、議会と住民、そして行政が一体となって取り組むことが重要であります。そして、財政健全化の実行は、職員一人ひとりがこれまで以上に事務事業の効率や成果等についての意識改革もさることながら、その推進に当たりましては、何よりも住民の皆さんのご理解とご協力が必要となってまいります。そのためにも、本町財政の現状や財政健全化の必要性を訴えていかなければなりません。町広報紙等を通じた行財政情報の提供はもとより、住民負担の公平性を確保するための収納対策や積極的な行政内部の改革などに取り組み、住民皆さんの財政健全化に対する理解の醸成を促してまいりたいと考えております。

最後になりましたが、財政健全化に当たりましては、住民の皆様をはじめ各方面にわたり多大なご負担やご迷惑をおかけすることも考えられます。しかしながら、住民の皆さんに、住んでよかった、住み続けたいと感じていただける、そして次代を担う子どもたちに自信を持って引き継ぐことの出来る斑鳩町の実現を目指し、平成19年度予算の編成を通して、また当町の第3次斑鳩町総合計画や第3次斑鳩町行政改革大綱との整合を図りながら、私が先頭に立ち、全職員が一丸となって財政健全化を成し遂げてまいっている覚悟であります。ご理解とご協力のほどをお願い申し上げまして、質問者の答弁とさせ

ていただきます。

○議長（中川靖広君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 次に、町と県の連帯強化について申し上げておきたいと思います

町の行政執行の効率を高めるためには、施策についての県との整合性の確立こそが不可欠であると考えております。町長は、3月議会で、平成18年度の施政方針の中で、「第3次斑鳩町行政改革の後期実施計画を策定すると共に、国・県の動向を見ながら、時代の流れに合った内容とするために随時、その見直しを行い、大綱に基づく行政経営型システムへの転換をさらに推進していく所存である」というふうに述べています。

一方、奈良県は、「やまと21世紀ビジョン」で描いている30年後の奈良の将来像を実現するため、県が今後5年間に主導的に取り組む「やまと21世紀ビジョン実施計画を同時に策定し、県域の3つの戦略資源である『人』『県土』『遺産』を活用した具体的施策や事業を進める」という。

これら具体的な施策や事業は、相互の連携が緊密に行われなければ、効果的かつ機動的な成果をおさめることは出来ないというふうに考えます。町と県が施策や事業についての整合性を図ることは不可欠の条件であるというふうにも考えます。この点についての見解をお伺いしておきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） ただいま質問者もおっしゃいますとおり、県におかれましては、平成18年3月に、県民の皆様と共有する奈良の目指すべき道しるべといたしまして、「世界に光る奈良県づくり」を基本目標とする「やまと21世紀ビジョン」及び「やまと21世紀ビジョン実施計画」を策定されたところでございます。その実現に向け、「人」「県土」「遺産」の県政運営の3つの戦略資源として総合的にとらえ、具体的施策や事業を推進されるとのことでございます。

また、「やまと21世紀ビジョン実施計画」を着実に進めていくため、県においては総合的な政策マネジメントシステムを導入、推進していくこととされており、その中で施策や事業の評価を行い、予算や組織、定数の見直しなどへ反映させながら、効果的かつ機動的な施策の推進を図ることとされており、当町におきましてもこのような県の取り組みへの整合性を図ることは不可欠のことであると認識をいたしておるところでございます。

例えば、「遺産」であります藤ノ木古墳の整備や（仮称）文化財活用センターの活用

につきましては、その事業期間が「やまと21世紀ビジョン実施計画」に掲げている「平城遷都1300年記念事業」と重なりますことから、より広く斑鳩の魅力を発信することが出来るよう県とも協議を進めながら連携を図るなど、県の施策・事業との整合性を配慮することによってより効果的、効率的な事務事業の執行に努め、事業の充実を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（中川靖広君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 私は、当面する諸課題と財政健全化方策について若干意見を述べ見解を伺ってまいりました。これらにつきましては、すべては平成19年度予算にかかわっていく問題の分析であり、あるいは期待でもあります。そうした意味合いで、私は3月議会における町側が示される施政方針ないしは予算編成の過程を極めて注目をしたいというふうに思っているところであります。そうした立場から意見なり見解を伺ってまいりました。

町長は、12月議会の提出議案説明の中で、平成19年度の予算編成についてこのように述べています。「来年は、町制施行60周年の節目の年を迎えることになった。一つの区切りとして、今日までの町の歩みを振り返り、今後の新たなまちづくりのために非常に厳しい財政状況の中ではあるが、今、この時期に対応しなければならない課題について果敢に取り組むと共に、財政健全化に向けた取り組みを反映した予算編成となるように全力を尽くす」とその心構えを述べていることに期待をいたしまして、私は3月議会の予算編成段階における諸方針を見守っていきたい、このように考えまして本日の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、2番、松田議員の一般質問は終わりました。

午前11時まで休憩いたします。

（午前10時47分 休憩）

（午前11時00分 再開）

○議長（中川靖広君） 再開いたします。

次に、12番、木田議員の一般質問をお受けいたします。12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） それでは、質問を順次させていただきたいと思いますが、その前に、特に私が住んでおります幸前の町民、特に有権者より、疑問ありというような質問を今までに何度もいただいております。焼却場自体が、長期における操業により

まして、地元の要望が色々とお出されておりますけれども、これらがクリアされておらないというような状況でございます。本当に行政が真剣に取り組んでいるのかについて質問を行いたい。特に心して聞いてもらいたいのは、私の事務所に対して、焼却場に入出入りする車両の監視場の設置要望があります。すべての日々のデータの収拾により、地元との協議事項の遵守と条例の正確な履行が実施されているのかの確認も含めて回答をしていただきたいと思います。

まず1番目の事業所ごみ収集についてであります。

私の9月の19日の厚生常任委員会での質問に対し、それになされた対応について、いかに解決されるのかについて、早急なる解決がなされなければ、ずるずると今の状況が継続するものと思いますので、行政がどのように検討されたか、その内容と今後について問うということございまして、その時の私の質問に対して、業者の持ち込みは否定されましたが、結果としては行政の不備を認められたと私自身記憶しております。その後の11月の委員会においても何の返答もなく、事の重要性を全く感じておられない

事業所ごみの収集は、業者は収集はしておらないということございまして、事業所個々の持ち込みに対しては引き受ける。町内での発生ごみについては町が責任を持って処理する責務があることは明白であります。私が申し上げたのは、業者すなわちパッカー車で持ち込んでいる業者があるということに対して理事者は否定されました。余りにも認識不足は明白であります。その後においても、何ら対処することなく業者は毎日続けて持ち込んでおります。責任ある行政としてはどのように対処しようと考えておられるのかについて、日程も含めて今後の善処方、対処方を聞かせていただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 質問では、9月19日の厚生常任委員会において、私が業者の持ち込みはされていないという答弁をしたことは事実です。今も質問者がおっしゃってますように否定したと、こういうことも事実でございます。

その解釈といたしましては、町として事業所から出るごみ、これは町内で収集しなければならない。その処理の方法は、事業所が自分みずからうちの処理場に運ぶというのが、これは条例で決まった内容でございます。

私の解釈といたしましては、収集業務を業としている者が本町の衛生処理場に持ち込むというのじゃなしに、当然斑鳩町は収集業務の許可制を条例で定めておりません。し

たがって、収集業者が斑鳩町でゴミを収集したり処分したりすることは出来ないという解釈をもって、現実にパッカー車で運んでいるのは、単なるその車を持って対応しているということの判断。したがって、各事業所がその車をリースして、そして自分とこのゴミを本町の処理場に搬出していると、こういう解釈をもって私が否定したというのが事実でございます。

木田議員から言われれば、何ちゅう解釈しとるのだと、大きなおしかりを受けるかもわかりません。しかし、私としても、そういうようなことがやはり常に行われていることについては危機感を持っています。したがって、これまで黙っていたわけじゃないわけです。担当課に言うて、そして業者に今の状況を変えるように指導をしております。

また、事業所がゴミの持ち込みをするのであれば、そういう事業所の名前で持ち込むようにということも指導してきました。しかし、現実にご指摘のように、うまくいっていないのが状況でございます。我々一番懸念に思うてますのは、斑鳩町以外のごみも入ってくる可能性もある、こういうこともございます。そういうことも含めながら、抜き打ち検査をいたしまして、そしてその指導の徹底も図っていると。しかし、ゴミの量が多くなっていることも事実でございます。

この問題につきましては、町長からいつも、業者は持ち込みあかんど、適正な措置をせいということを私に直接指示をしておられます。私もそれを十分認識しながら考えておるわけでございます。

しかし、今の状況を考えますと、即是正するのは難しいと私は思うんです。これからしていくには、事業所の持ち込み制限を加えて随時少なくしそういうような行為が出来ないようにしてまいりたいと、このように思いますから、十分この点理解していただければ、今すぐその状況を、町としては受けられないとした場合にどういう状況になるかということが懸念されるわけでございますから、そういうことも含めてトラブルのないよう、事業所やそういう業とされる方々に対して説得を続けてまいりたい。そして幾分か緩和、緩和しながら、この行為をやめるようにしてまいりたいと、このように考えてます。

我々といたしましては、やはり許可制を与えていない限りにおいては、本町において業とする車は走れないわけでございますから、そういうことを含めながら、ゴミは業とする者の持ち込みは避けてまいりたいと、このように考えておりますので、その点十分ご理解を願いながら、これからも木田議員の指導も得ながら、我々も適切な対応をして

まいりたい、このように思ってますから、この点については十分理解をしていただきたい。私の9月19日の委員会で答弁したことに対して、すぐ担当課、担当部長とも色々話しながら、やはり木田議員のおっしゃるような形で、危機感を持ちながら対応しているという決意をしております。しかし、先ほど申しましたように、すぐそういうようなことが出来るということは非常に難しい。随時持ち込み制限等を加えながら、こんな言葉言うたらどうかと思いますけど、真綿で首絞めながらその拒否に向けて取り組みを講じていきたいと、このように考えてますから、その点十分ご理解願いたいと、このように思います。

○議長（中川靖広君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 条例の18条の中で、「町の処理施設に事業系一般廃棄物を搬入しようとする事業者は、規則で定めるところにより町長に申請しその許可を受けなければならない」と、こうはっきりうたってますわな。だけど、それに対して町長は、今の話を聞いておるところによりますと、許可は出しておらないという、そういうことは歴然とはっきりとしておりますので、やっぱりこの点は、何のための条例かということを考えていただいて、早急なる対応をやっぱりとっていただかなければ、そんないつまでもずるずるとやっていくようではやっぱりおかしいなと、私はそういうふうに思いますけど。だから、この条例自体は、つくった時点で、それを守るために条例とか法律とか規則とか色々そういうなんつくっておるわけですよ。だから、それをやっぱり出来るだけ遵守してもらいたいなと、そういうふうに強くお願いしたいと思いますけど。

○議長（中川靖広君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 本町は、先ほど私申しましたように、町以外のごみを搬入されるということも考えながら、本町に許可制の条例を制定していないと、こういうことでございます。これは、業者からすれば、条例を変えて許可制にしてくれと、斑鳩町だけやんかということも言うております。けども、我々としたしましては、先ほども木田議員も心配しておられるように、他の地域のごみが搬入されるということから許可を出さない。そうすれば、逆に考えれば、条例で許可制をしないと、こういうことでございますから、今後、色々なことについての問題は別といたしましても、現在はそういうことでございますから、条例の変更は考えておらない、こういうことでご理解願いたい。まして、今も言われましたように、この問題につきましては、ぜひトラブルが生じないような形で対応してまいりたい、このように思ってますから、ひとつご理解願いたいと、こ

のように思います。

○議長（中川靖広君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 私が一番心配しておりますのは、やはり将来的に焼却場、あそここの事業所を委託にするというような考えを持っておられるということを今までから聞いておりますので、そういう事態になれば、やはり他町村というんですか、近隣からのそういう町内で発生する以外のごみの持ち込みが多々あるようにやはり心配しているわけです。だから、出来るだけ町内で発生したごみは、町内の作業をしておられる方には大変な負担になるかもわからへんけども、やっぱり町の収集車によって持ってきてもらったらそういう心配はないように思いますけど、だからこれからどれぐらいたったらまた、それは少々の年月では委託には変わらんとおもいますが、やっぱりそういう危惧もあって私は申し上げておるのであって、私はそんなんその時分になったら何も議員やっているかやってないか、そんなんわかりませんよ。だけど、やはりあここに住んでいる以上は、みんなの合意を得てあここで操業をさせていただいておることに対して、やっぱりもうちょっと真剣に取り組んでいただかなければ、まだあと6年あるとか、この前のなにでも、今4年たっただけやと言うてはりますけどね、6年みたいなんすぐたつと思いますので、やはりそういうことのないようにもうちょっと心がけてもらいたいとそういうことを強く要望しておきたいとします。

続きまして、今でも毎日持ち込まれておる状況は知っておられると思いますけども、そのごみの内容について、個々に焼却場にごみをほかに、持ち込みに来られる町民の方がかなりやっぱり日々おられるわけです。その人たちのごみの現状を視認されたことに対して苦情を聞かされます。町民に対しては分別収集の徹底を申し上げ、そして受け取ってはならない業者の持ち込みごみについてはそれが徹底されておらない。はっきり言えば、町民は有料のごみ袋に入れて持ってこられる。木の剪定したくずとかについては、缶々というんですか、目分量ったなにで料金払うからいいんですけども、特にダイオキシンの発生とか言われる黒い袋に平気で入れて持ち込まれるということに対して、やはり事業所に対して、そういうものを持ってこられるとそれは受け取りませんよと、それぐらいはっきり言うべきやと、そういうふうに思います。特に町民は、植木の剪定の枝葉、それ相当量の有料袋代として払うておられますけど、やはりその人たちは、私らが一生懸命分別収集しても、持ち込んではいけない業者がごみの黒い袋に入れてそれで持ち込んでおられるということに対して、大変な疑惑というんか疑念を持っておられ

ます。その善処方を、私も今までから、今回初めてではないんですけれども、やはりそうして申し上げておるのに、まだいまだに善処されておらないということは、これからもなかなかそういうことは出来にくいように思いますけど。

だから、私は、助役さんも町長も上層部の方も、やはり現状を知っておられるのかどうかということですね。8時から8時半の時間帯になったら、毎日やっぱり持ってこられますやん。そしたら、その時間帯に町民の方はごみを持ち込みに行かれたら、それを必ずやっぱり見られるわけですね。それで、うちの前を走る時でも、堂々と後ろの見えるところに黒い袋いっぱい積んでやっぱり走ってますやんか。そうしたことが平然と行われているというのが、私はちょっとおかしいなと。そういうことがないように、町民の生命財産を守るというのはやっぱり町として当然のことやと思いますので、私かてこれはどんななにあたって、命かけてやっぱり議員もやらしていただいておりますので、だからそれぐらいの気持ちを持ってやっていただかなければ、私何ぼ言うたって、そんなん今日終わったらしまいやと、そういうふうな考えでおられたら私は納得出来ないので、この点についてもっとやっぱり積極的にやってもらいたいなと。

それについては、全国的にも事件や事故とかいうような不祥事が発生しておりますけれども、そういうことは抜きにしても、斑鳩町内の焼却場、あるいは鳩水園とか色々そういう施設ありますけど、そういうところではそういうことの起こらないように積極的にやっていただきたいと思っておりますけど、それについて、今後色々、ぼつぼつやけどやっていきますと、助役さんはそうして回答してくれはったけども、やはりそれでは十分な回答と私自体はそういうふうには思いませんけども、もうちょっと力を入れた答えをいただきたいなと思っておりますけど、それについてお答え願いたいと思っております。

○議長（中川靖広君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 今のそういうような町が指定しないごみ袋等の搬入ということは常々私も担当課の方から聞いておるんですが、もしもそういうような形で持ってきた場合については、次からもう取りませんというきつい指導をしていると、こういうことを聞いております。

ただ、今、ご指摘のように、私が現場へ行ったかとおっしゃるならば、行ってませんこれから行きたいと、このように思います。

やはり、この件につきましては、先ほども申し上げましたように、やはりすぐにその解決をやるということは非常に難しいということを思います。ただ、ぼつぼつというこ

とじゃなしに、やはり制限を加えながら、そして業者、また事業所に徹底した指導をしながら随時解決に向けて進んでいきたいという決意でございます。

我々としたしましては、やはりあの場所において衛生処理場を設置させていただくには、相当付近の多くの方に不利益を与えているということを思うております。そういうような不利益を与えないように我々は常に考えなければならぬと、このように思っておるわけでございますから、先ほどもご指摘の中にあと6年、そういうことやなしに、常に住民の生命財産を守るという認識のもとに、ダイオキシンの排出等含め常に検査をしながら、一つでもそれを上回るような数値が出るならば対応していくということで頑張ったいと、このように考えておりますから、この問題につきましては、ご指摘はよくわかります。当然すぐやれということのご指摘はよくわかるんですが、なかなか難しい点があるということも含めながら、やっぱりトラブルの生じないような形で随時対応をしまいたいと、このように考えてます。

○議長（中川靖広君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 今、助役さんも、施設自体を、余りにも、見にも行っておられないというような、いみじくもそういう答えが出ましたけどね、やっぱり町内の施設については、やはり時々、庁舎内だけを巡回するというんか、そういうことでなしに、やはりそういうところも積極的に、どういう状況になっておるかとか、それは確認してもらいたいなと。これは忙しい身であるからなかなか行けないのかもわかりませんが、それはちゃんとした現状を把握してもらいたいなと。そういうことで、これからも時間があつたら行っていただきたいと、そういうことを要望しておきたいと思えます。

次に、こういうことではいかんのですけども、・番目の持ち込み業者は1業者だけなのか、それと月間持ち込み数量とその金額について聞かせていただきたいということなんですけども、まずそういうことはいかんとすることでこの答えが出せるのかどうかという、そういう心配も私自身しておりましたんですけども、それについて回答が得られるのかどうかということと、それと、今までから一生懸命行財政改革のために頑張っておるといながら、やはり焼却場の経費についてはかなり年々高額になっております。よって、積極的にやはり焼却施設に対しての取り組みがなされるべきであるのではないかなと、私自身はそういうふうに思いますけども、11月の末ごろ、炉の中のレンガ積みも行われたように記憶しております。やはりそんなんで、年々そういうふうな形で費用を投じていかなければ、やはり焼却場の炉自体がもたないというような状況の中で

ごみの減量を打ち出しながら、そうした持ち込み量をなかなかうまく調整出来ないというようなことであっては、これからも大変な費用がまたかかってくるように思いますので、その点について、答えられなかったら結構ですけども、わかんねやったら教えていただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 先ほど私が衛生処理場に実は行ってないというのは、収集している業者の搬入時においては行ってない。ただ、全般には行かしていただいております。それだけちょっと理解願いたいと思います。

したがって、今、どれだけの業者が搬入しどれだけのトン数が来たのかということでございますけれども、個人分の分析は非常に難しい。ただ、本年度11月分の事業所の持ち込みでは、52事業所から約182トンの持ち込みがございます。手数料といたしましては、179万5,090円となっております。

○議長（中川靖広君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 事業所は52カ所で182トン、それで179万5,000円と今聞かせていただいたんですけども、業者としてはその1業者だけなのか、まだほかにあるのか、それを聞かせていただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 収集業を業としている業者、これは私の知る限りにおいては大きな3業者だと。ちょっと担当課から。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今、助役さんの方から答弁がありましたように、私どもの方も3業者ということで把握をしております。

○議長（中川靖広君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） やはり、そうして、私今までから1業者だけというふうに理解しておったけども、やはり3業者もこうして入ってきておられるということになったらそれを止められないような状況になっていくんじゃないかということをお心配しております。とにかくそういうことの出来ないようにこれからも考えて頑張っていただきたいと思います。

それから、今、3業者と申されましたんですけども、これが何年ぐらい以前から事業所ごみの持ち込みが始まったのかについて問うということでありまして、この件につい

でも、いつからかということがはっきり答えられるかどうかちょっとわかりませんが、その3業者、それらがいつの時期からこのように持ってこられるようになったのかそれについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中川靖広君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） この各事業所がリースしてごみを焼却場へ持ち込むという状況はこの条例が、事業所のごみを町で処置するという改定した時点、いわゆる平成5年ぐらいから1業者がやったということを聞いてます。その後、平成9年か10年ごろにまた色々問題が起こりまして、大きなトラブルがあって、町としてはだめだと蹴ってきたわけですけども、今、さきにやっている業者の形をもって搬入されると、こういうことでございます。それが、1業者が平成9年か10年ごろ。そして、最近といいますか、また1業者がそういう格好で持ってきた、こういうことでございます。はっきりした年度年月についてはわかりませんが、私記憶している限りはそういうことでございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） だから、年々こうしてふえていくような状況が、やはり減っていくねやったら結構なんですけれども、ふえていくような状況をつくり出しているところ、大いなる問題点があるように思います。何も私があそこにおるからということなしに、やはり理事者も議員の皆さんもそれを理解していただいて、もっと真剣にこれについては取り組んでいただかなければ、町内で発生したごみは町内で処理するというそういう理屈はわかりますけども、私が心配しておるようなやはり他町のごみを持ち込んでということは、これは調査すればすぐわかることであって、そこまではすることも、私としてはしたくないことなんですけども、やはり町民の生命財産を守るという立場に立てば、これからやっぱりそういう方向にも向かっていかなければ、町が何もしてくれなかったら、そういう方向に持って行って、やはり施設自体を休止、廃止に持っていかなければいかんように、私はそういうふうに思うております。とにかく、そういうことのないように、やはり町ももうちょっと力を入れてやっていただきたいことを強く要望いたしてこの項は終わりたいと思います。

次に、いつも皆さんもおっしゃいますけども、一般質問での回答に対する経過について問うということで、本年3月2日の一般質問に対し対処方を、一昨年にこれ申し上げたんですけども、その時に再度要望したところでありますが、現在も未改修の状況につ

いて問うと。特に法隆寺国際高校周辺の歩道の改善については早急にと申し上げたところでございますけども、調査をしてからとかいうそういう回答だったと思いますけども町内における交通事故死者も本年も発生している状況でございます。水たまりを避けて車道に自転車や歩行者が出る場合も多々ありますので、早急なる改善を要請したいと思います。

来年4月より県立片桐高校との合併によって生徒数も少しはふえるのではないかと、そういうふうに聞いておりますけども、やはり通学ルートとしては、法隆寺駅よりのコースと大和郡山よりのコースと町内よりの3コースに分かれるというふうに思いますけども、いずれのコースにおいても、やはり通行車両が多いルートとなっております。今まで高校生ということで大事故にはつながっていないとは思いますが、やはりいつも渋滞するような場所でもあり、事故が発生したらかなり大きな事故になるというそういう心配がありますので、出来ることなれば今年度中、3月までにそれを、新年度から登校せられる時には整備されたその歩道を通れるようお願いしたいなと思いますけど、この件について、今年度中に出来るか出来ないかで結構ですので教えていただきたいと思えます。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） ご質問をいただいております斑鳩・法隆寺国際高校西側の町道の歩道部分の舗装補修についてでございます。先ほどありましたように、この3月議会の中で、18年度中に施工をする旨お答えをさせていただいており、現在作業を進めております。この中で、斑鳩・法隆寺国際高校前の歩道部分以外の部分も対応すべく考えておまして、施工場所、そして予算等の調整で少し遅くなっております。年明けには発注をしまいたい、このように考えております。よろしくお願いいたしたいと思えます。

○議長（中川靖広君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） よろしくお願いいたしたいと思えます。

これをもって私の一般質問を終わりたいと思えます。

○議長（中川靖広君） 以上で、12番、木田議員の一般質問は終わりました。

午後1時まで休憩いたします。

（午前11時32分 休憩）

(午後 1時00分 再開)

○議長 (中川靖広君) 再開いたします。

続いて、14番、里川議員の一般質問をお受けいたします。14番、里川議員。

○14番 (里川宜志子君) それでは、私の一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問は、時期的なものもありますので、来年度の予算にかかわるもの、また町の姿勢を確認しておきたいものを取り上げさせていただいております。項目がたくさんありますが、考え方をお聞きいたしますので、簡潔なご答弁をお願いいたします。

まず、1点目ですが、住宅耐震診断補助について。

この件につきましては、本年、募集件数20件で進められ8件ほどオーバーしたと、それを抽選されて8件を切り捨てられたというようなやり方を斑鳩町ではされたというふうにお聞きしております。平群町など近隣の中では、募集件数をオーバーした時に、県などと相談をし、追加になってもいいということを確認をされ、補正予算を組んで上回った件数に対応したというふう聞いております。そういうことが出来るのになぜ斑鳩町ではオーバーした分を切り捨てようという、そういう考え方になったのかという部分が私はちょっと理解が出来ないというふうに思っておりましたので、この際ですのどういう方針でそういうやり方となったのかをお尋ねしたいと思います。

○議長 (中川靖広君) 藤本都市建設部長。

○都市建設部長 (藤本宗司君) 住宅耐震診断補助についてのご質問でございます。

今年度につきましては、耐震診断に係ります募集チラシを住民の方々に配布をいたしまして20件の募集を行いましたところ、28件の応募がございました。抽選をいたしました際には、1件棄権ということで最終27件で抽選を実施いたしました。そして、20件の助成決定を行ったところでございます。今年度につきましては、本制度の初年度ということもございまして、耐震診断に対する住民のニーズの状況を把握をさせていただくという意味合いもございまして、抽選という形をとらせていただいたということでございます。ご理解をいただきたいと思います。

○議長 (中川靖広君) 14番、里川議員。

○14番 (里川宜志子君) そして、切り捨てられたという言葉はよくないかもわかりませんが、希望されたけれども受けられなかった7件の方々について私は心配をしているわけなんです、この事業につきましては来年度も引き続き行われるのか、そしてまた今年のような状況になった時にはどうするのか、そして今年抽選から漏れた方については

どのように町の方はお考えになっているのか、総合的に来年度に向けてこの補助事業についての考え方を示していただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 来年度につきましても、募集件数を定めて募集する予定はいたしております。今年度において募集件数を上回ったという応募結果を踏まえまして、応募状況によっては、国、県の追加補助の状況を確認しながら、可能な限り多数の方に診断を受けていただけるように対応していきたい、このように考えております。

○議長（中川靖広君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 近隣で先ほど申しましたような状況もある中で、今年抽選に漏れた、また漏れたというような、そういった状況のないように、ぜひとも積極的に住民皆さんの希望を組み入れてこの事業を進めていただきたいということをお願いしておきます。

それでは、2点目に移らせていただきたいと思います。

2つ目につきましては、学校給食の調理・洗浄業務について委託をするという段になってまいりましたが、このことにつきましては、行政改革という考え方の中での効果としてどのように評価をしておられるのか、その見方について見解をお聞きしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 学校給食の委託に係ります行革の効果ということでございますが、まず斑鳩町の学校給食の運営につきまして若干説明をさせていただきたいと思えます。

現在、正職員9名、それから臨時職員13名の体制で各学校において実施をいたしております。臨時職員数が正職員を上回る体制で給食の調理・洗浄業務を行っているのが現状でございます。また、正職員の退職の状況につきましては、平成16年度に1名、それから平成17年度末で3名の退職がございました。さらに、18年度末で1名が退職を予定されているところでございます。そのほかにも、定年を控えた調理職員も多くございまして、このまま退職職員を臨時職員で賄っていくということになりますと、一部の正職員に大きな責任や負担がかかってくることになってまいります。

一方、第3次斑鳩町行政改革実施計画でも、「新しい時代に対応出来る施策の抜本的見直し」という観点から、教育委員会におきましては、給食調理業務の委託が推進課題

として位置付けられているところでございます。

こうした背景から、斑鳩町では、現在の自校方式を堅持しながら、より安定した人員を確保するためにも、平成19年度から学校給食の調理・洗浄業務を民間に委託いたしまして実施することといたしているところでございます。

ご質問いただいております行革の効果としての見方でございますが、調理・洗浄業務委託の対象と考えております経費は、現在、給食調理員の人件費、給食調理員の検便手数料、あるいは指曲がり症の検診費用、そして被服等の消耗品でございます。この経費の17年度の決算額でございますが、8,121万8,424円でございます。

委託費用は、先進地の契約状況を見ましても、食数、つまりその学校の児童数掛ける給食回数でございますが、その食数によりまして1食当たりの単価も幅がございます。各学校によりまして契約単価が変動することが予想されているところでございます。5校合わせまして約6,200万円、現在やっている給食の状況を5校合わせまして約6200万円になると試算しております。それから比較しますと、約1,800万円程度の経費節減につながっていくのではないかとこのように予想をいたしております。

なお、委託実施校につきましては、現在学校栄養職員を配置いたしております学校から進めてまいりたいというふうに考えております。これは、委託には、学校栄養職員による給食運営の管理あるいは指導が必要というふうに考えているからでございます。今現在3校が県からの栄養職員が配置されております。残り2校につきましては、委託を導入する時に町費で栄養士を配置いたしまして、給食を安全かつ安心して提供出来るように考えていきたいというふうに思っています。

今現在、県より学校栄養職員を配置されている3校を委託実施した場合の経費節減の予想でございますが、約1,000万円と試算いたしております。行政改革の費用効果は、3校を委託した場合約1,000万円というふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中川靖広君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） ただいまの教育長のご答弁を聞きまして、実は行革に偏った見方をされているかどうかというところを心配しておったのですが、非常にいいご答弁をいただいたというふうに思っております。私自身は、食育の観点からも自校方式は守ると言っていたので、それはそれでぜひとも続けていっていただきたい

ということと、行革としての見方の中で経費節減もありますけれども、私は教育というのは、削るばかり、マイナスばかりを追いかけるべきではない、そういうものではないというふうに思っております。削ってマイナスにして、それが子どもたちにどうはね返るのかということを中心に心配をしております。そういった中では、やはり常々町長がおっしゃっておられると思います最小の経費で最大の効果を図る、最大の効果を得るということを常々おっしゃっておられますが、それこそ最大の効果、子どもたちのために最大の効果を得るために、削っては得れないような時にはやっぱり削らないでほしいなというふうな思いを持ちながら、この問題についてずっと私自身は考えておりましたが、教育長の答弁をお聞きする中では、そういった心配も余りないように感じています。

それともう1点、この業務委託にかかわりまして、以前に一般質問もあったと思うんですが、もう大体この契約についての具体化というのはおよそ終わっているのではないかなというふうに思っているんですが、現場の意見などがきちっと生かされたものになったのか、そしてまた栄養職員のかかわりが十分出来るものとして明確になっているのかというところについては、非常に心配なところです。およそ具体化は終わっていると思いますので、その点についてお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 今後、入札等で業者は決定していくわけですが、それに係ります委託する要件といいますか、そういうものについてのまとめについて現段階でのことを申し上げておきたいと思っております。

委託するのは、先ほども申し上げましたように、調理業務と洗浄業務でございます。そして、献立づくりや食材の発注は従来どおり学校栄養士が行ってまいります。それから、調理過程におきましても、学校栄養士による立入検査など指導体制を整えてまいりたいというふうに考えております。

それから、受託会社への主な指導事項を説明させていただきますと、調理業務につきましては、学校栄養士が受託会社の調理員に献立あるいは調理方法、作業工程の説明をいたしまして、受託会社の調理員は献立表どおりその調理に当たっていただくことになっております。

それから、給食の安全性や衛生管理につきましては、教育委員会、あるいは学校、受託会社が一体となりまして、管理体制の充実に向けまして細心の注意を払いますと共に受託会社に対しまして、食材の管理、食器の洗浄や消毒、あるいは施設の清掃等につい

でも厳しく指導していきたいというふうに考えております。

それから、受託会社への指導の基準を設定いたしますに当たりまして、教育委員会では、現在の職員と約1年間にわたりまして協議を行ってまいりました。そして、その中で、調理業務あるいは洗浄業務、それに付随する清掃業務について、細部にわたる調理業務等作業基準を作成をいたしております。それから、受託業者には、契約書類に明記した上で、「斑鳩町学校給食調理業務等作業基準」と文部科学省作成の「学校給食衛生管理の基準」に従いまして、確実に衛生管理を行っていただくことを義務づけてまいりたいというふうに考えております。

また、学校栄養職員と協議を重ねまして、これまでと同様の給食業務を実施するために、契約条項に漏れ落ちのないよう契約書類の作成準備を進めているところでございます。例えば、色々保護者をご心配いただいておりますアレルギー食の対応をきちっとすることとか、あるいは学校行事のマラソン大会の賄いに協力することとか、あるいは児童生徒とのあいさつ・声かけなど心のふれあいを大切にすること等を細かく業務内容を仕様書に明記いたしまして、円滑に調理・洗浄業務の民間委託を導入することが出来るように努めていきたいというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 子どもたちにとって、今までの給食のおばちゃんたちが、やっぱりそのまま、委託になったからといって雰囲気が変わってしまうとか、そういうことのないように、そしてまた栄養職員さんが一生懸命、今までもやっていただきましたが、その栄養職員さんの持っておられるノウハウが今後もさらに学校給食に生かされることを願っておりますので、今、教育長ご答弁いただきましたように、契約につきましてはそういったところを、特に契約の時には気をつけていつていただきたいということをお願いをしておきたいと思っております。

次に、3点目に書かせていただいている問題なんですけれども、3点目の問題につきましては、本年10月から職員の勤務時間が変更となった件ですが、それに伴う問題としてお聞きをしたいと思います。

特に臨時職員さんには、色々な職種、そして勤務形態があると思います。一般職の皆さんにつきましては、この庁舎で勤務をしていただいているので現状は一応私たちも見させていいただいているところなんですけれども、現業の臨時職員さんにつきましては、月給制であったり日給制であったり時間給であったり、様々な勤務体制というような状況に

なっていると思うんです。その方たちの時間の、契約されている時に時間が決まっていると思うんですけれども、こういった方々の勤務体制が正職の勤務時間の変更とどのようにリンクをされて行われたのかということについて、この際ですのできちっと聞いておきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 今、議員もおっしゃったとおりでございます、当町の職員の勤務時間の変更につきましては、国家公務員の勤務時間制度の改正に伴いまして実施したものでございまして、10月1日より当町におきましても、一般職の休息時間を廃止すると共に休憩時間を1時間とするための条例改正を行い、終業時間につきましては午後5時15分から午後5時30分に延長したものでございます。

お尋ねの非常勤の職員で日給の現業臨時職員の勤務時間等につきましては、各施設の勤務体系に応じまして定めているところでございます。休憩時間は、労働による疲労の回復を図り執務能率を上げることを目的とするものでございまして、すべての職員が取得出来るものでございます。なお、一斉の休憩出来ない部署等につきましては、適宜交代で休憩するようにしているところでございます。特に保育所等というような関係につきましては、一斉にとれないということの中で、部署の中で調整しながら1時間の休憩の確保ということで対応していただいているところでございます。

○議長（中川靖広君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 1つだけ私このことで気になっていることがあるんですが、正規職員と違いまして臨時職員の場合、1年契約であったり、そして募集要綱などを見させていただきましたら、最初に8時30分から5時15分までというような形で書かれて募集をされているという状況などがある中で、その年度の途中で変更する場合というのは、やはり臨時職員さんと、その契約内容が変わるということであれば、そのご当人に理解をきちっと求めてやっておられるのかどうかというのが非常に気になるんです。現業職の場合でしたら、非常に臨時職員さんの採用も多くなっておりますし、また最近では臨時職員さんもなかなか集まりにくいというような話もお聞きしたりしております。そんな中で、雇用する側の方のそういう押しつけみたいな形になってはならないというふうに私自身は思っておりますので、そういったことについて十分理解を求めていただくような考え方をきちっと町は持っていただきたい。そして、さらに、今、部長の答弁にもありました1時間の休憩、日給の場合の1時間の休憩の保証というものは、きちっ

としていただけるようお願いをしておきたいというふうに思います。

それでは、その次に移らせていただきたいと思います。

最近、あちらこちらから耳にいたしましてちょっと気になりましたので、質問をさせていただきたいというふうに挙げさせていただきましたのが、来年度行われると言われております近畿視聴覚研究大会並びに放送教育研究大会のメイン会場がいかるがホールになると、そして斑鳩町の保育所、幼稚園、小中学校などが分科会場となり研究発表をするというようなことを耳にいたしました。こういう大会のことを私自身は全く知らなかったので、出来ましたらこの大会の内容、そして研究発表、またこの大会の意義、そういうものをお聞かせいただけたらというふうに思います。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 今、おっしゃっていただいております第56回の近畿放送教育研究大会と第57回の近畿学校視聴覚教育研究大会、この2つが来年11月16日に奈良大会として斑鳩町で開催を予定されています。メイン会場は、今、おっしゃっていただいているようにいかるがホールで、そしてあと各保育所、幼稚園、小中学校については、その授業の様子を公開すると、こういうことで公開授業をやるということでございます。

今回の研究大会では、「視て、聴いて、豊かな感性と生きる力を育てよう」ということを主題といたしまして、放送設備や視聴覚機器を効果的に活用しながら情報活用能力を養うことによりまして、体験や問題を主体的に解決出来るような学習を生かしまして感動や喜びと共に思考の広がりや深まりが持て、またみずから考え行動出来る主体的な子どもを育てることを目的としております。

本大会は、校種別に研究テーマが設けられておりまして、幼児期にはテレビ・ラジオ番組や視聴覚教材を活用しながら、感動出来る心と主体的に活動する力を育むための環境構成や教師の役割がどうあるべきかを研究をいたします。小学校では、しっかりと見て聞く姿勢を育てていくと共に、放送教材により意欲的に学び考える授業内容を研究します。中学校では、放送・視聴覚教材の活用を通しまして、情報活用能力を高める活動のあり方を研究するというふうにされております。

平成19年度の大会開催を通しまして、各学校・園で新しい放送視聴覚教育のあり方を研究いたしまして、互いに学び合うことで斑鳩町の子どもたちのみずから学びみずから考える生きる力の育成を図ってまいりたいというふうに考えているところでござい

す。

以上でございます。

○議長（中川靖広君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） なかなか、今の時代にとっても重要な研究大会ではないかなというふうに、今、お聞きして感じたんですが、ただこの授業を公開するということでは、各学校が会場となる、このことにつきまして、教育委員会としてはこれらの大会にかかわっての調査研究なんかにかかる予算、費用などの予算とか、そういうものについてどんなふうにかかわっていかれるのか、来年度に向けて非常に私自身も気になるところですので、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） この大会につきまして実施いたしますのは、主は、この大会の負担金等は、国、県、あるいは近畿、そういったところの負担金をもとにして実施されます。

この大会を斑鳩町でやられるということで、現在斑鳩町の子どもたちがテレビ・ラジオ放送、あるいはビデオなどの視聴覚教材を活用いたしまして、感動出来る豊かな感性の育成と生きる力を育てるため、斑鳩町で開催されます近畿放送教育大会の支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

それから、調査研究に要します予算についてでございますが、今も申しあげましたその研究大会が負担していただくわけでございますが、18年度におきましては、小学校で5名、あるいは幼稚園で3名、それから保育園で3名の職員が研究活動の内容、あるいは運営等につきまして、11月17日に兵庫県で開催されました近畿大会に参加して研鑽を深めているところでございます。

備品につきましても、平成18年度は、研究調査に必要な備品を整備いたしますために、東小学校にDVDのビデオカメラを購入いたしております。また、19年度におきましても、大会参加負担金、あるいは必要な経費を予算計上しているところでございますが、今回の研究大会につきましては、学校、幼稚園、あるいは保育園で特別な機器等を備えるというのではなく、既存の機器を活用いたしまして、放送を通して学習や保育への意欲を高めながら、学習課題を設定したり、あるいはコンピュータをはじめ各種メディアを活用して、子どもたちがみずから調べた内容を整理し発表したり、あるいは視聴覚教材を効果的に使った授業改善を研究することによりまして、子どもたちの豊かな

感性と生きる力を育てていくことにつなげてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 私、この話を聞きまして、また、今、教育長から色々な説明も受けまして、来年度斑鳩町の町制60周年ということもある中で、こういった大会が斑鳩町で行われる、非常に意義深いことであるというふうに思っております。そして、先ほどから言いますように、こういう時代です、非常にメディアが発達している状況の中で、どのようにこれらの教育を進めていけるのか、そしてまたそれが心にどう届くのか、こういった研究大会の内容が斑鳩町の子どもさんたちに返っていくんだらうな、それをすばらしいものにしていただき子どもたちに返していただきたいというふうに強く感じました。何とぞこの大会が成功するように、教育委員会としても全力を挙げて協力をしていってあげてほしいなというふうに思っております。

引き続きまして、この教育の部分にも幾らかかかわる問題なんですけれども、次の質問に移らせていただきますが、小中一貫教育の中で、「特色ある学習の考え方」ということで町長の提出議案説明の中にもありました。英会話なども小学校から取り入れて指導していく、これについては国際化社会の中でそういう取り組みも必要なんだろうというふうに思っております。また、情報化社会の中で、私は、外国語や外来語やカタカナが氾濫している、また若者たちの間では短縮した言葉などがはやっているというような時代の中で、何よりも日本語、日本の昔から使われている言葉というものをまず子どもたちには身につけていただきたいという願いを常々持っているところですが、今、総合学習があり、そして週5日制になり、基本的な学力を身につけさす中で、またこういういろんな取り組みもある中で、でも基本的な言葉の指導ということについてどのように教育長はお考えになっているのかということをお尋ねしておきたいと思えます。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 言葉というのは一番大事なもので、物を伝えるとか、あるいは自分で理解をすとかいうことは、すべて言葉が媒介となってきているところでございます。

今、小中連携教育では、各研究部でステップを考えて実践をしているところでございます。斑鳩部会では、郷土「斑鳩」を尊び、郷土「斑鳩」を愛する教育を推進をしているところでございます。交流部では、小学校から中学校への移行期におけます学習、あ

るいは人間関係等の様々な環境変化に対しまして、児童の不安や戸惑いを少なくしていくという視点から、小中学校合同によります異年齢集団の交流活動を実施しております。また、英会話部では、英語になれ親しむことをねらいといたしまして、小学校4年生から中学校3年生までの6年間を対象に、英語っておもしろいと思える英会話の授業を創造いたしまして、英会話によるコミュニケーション能力の育成を目指しているところでございます。

議員がご質問の日本語の言語能力の育成につきましては、教育委員会でも特に重要ととらえておりまして、小中連携教育の英会話学習を小学4年生からとしておりますのもやっぱり小学校低学年ではすべての学習の基礎基本となります日本語の言語能力の定着を図るのが重要であるという考えから、英会話については4年生から取り入れているところでございます。

言語能力の定着を図るための具体的な取り組みといたしまして、斑鳩町のすべての小学校、中学校では、朝の読書タイムを実践をいたしております。始業前の10分間、教師も子どもと一緒に自分で選んだ好きな本を読むことが、読む力と言語能力の向上を図っているというふうに考えております。「読書百遍意おのずから通ずる」という言葉がございしますが、これは何度も読んだら自然と意味がわかるということの意味でございしますが、何度も読むことが大切というふうに考えております。

また、斑鳩小学校は、平成17年度と18年度、文部科学省と奈良県教育委員会から国語力向上モデル事業の指定を受けまして、読むことが国語力向上の原点ととらえまして、国語の授業での指導方法を工夫いたしまして改善を図っているところでございます。学習意欲を高めることなどに重点を置きまして授業づくりに取り組んでまいりました。

また、そうした活動を通しまして、先日、西和消防署が主催いたします「子ども119番弁論大会」におきましても、町内の小学生の児童が優秀な成績を上げているすばらしい例も見ているところでございます。

また、先日の産業フェスティバルでもご覧いただいたと思いますけれども、総合的な学習の時間でみずから調べ体験した内容を発表したり、あるいは模造紙や冊子にまとめたりして、子どもたちが様々な形で表現する機会づくりに努めているところでございます。さらに、学校の学年・学級だよりも、子どもたちの声や文章がよく盛り込まれておりまして、様々な機会に自分の文章を発表した子は、そのことが次の書く意欲につながりまして、また友達の記事を読む立場に立っても、自分の文章にそれを生かすきっか

けになってまいります。書いた子も読んだ子も真剣に文章と向かい合うようになり、子どもたちの書く力を伸ばすことになっていると考えているところでございます。国語力の向上に大切なことの一つとしては、言葉に責任を持つということであると考えております。漢字の学習につきましても、各学年ごとに前学年で習った漢字を使って文章を書く機会を多く設けておりまして、国語科はもちろん学校生活すべてにおいて言語能力を伸ばすための取り組みを進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（中川靖広君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 私も常々、記憶するという事なども言葉に置きかえているんですよね。ですから、小さい子どもさんが、言葉が十分しゃべれない子どもさんの記憶というのはなかなか残っていかないというふうに思っております。そして、物を考えたり判断したり、そういう時も常に頭の中でそれぞれ言葉が飛び交っているわけなんです。そういう意味では、たくさんの言葉を知っている、そしてその言葉を十分に使いこなすことが出来る、それによって人とのコミュニケーションがとれる、そしていやでも勉強などにもつながっていく、学力向上にもつながっていく、非常に重要な問題であるというふうに私自身も考えております。今、教育長もご認識いただいているようにお見受けをいたしましたので、ぜひともこの言葉の指導については、今後も斑鳩町の子どものために特段のご努力をしていっていただきたいというふうに考えます。

続きまして、次の質問に移らせていただきたいと思います。次の質問につきましては私、担当課の方にもお伺いして何度かお聞きしたこともあるんですが、今後の斑鳩町の姿勢としてやはりお尋ねをきちっとしておきたいというふうに思いますので、質問をさせていただきます。

最近、住宅の改築などに伴いまして建築確認申請が進んでいきますと、道路の中央から2メートル後退をして家を建てていくという、そういうふうに道路幅を確保していくというふうな考え方が示されて、町内の色々なところで改築などが進んできているところがございますが、特に近隣の住民の方々から、道路が狭いので緊急車両が通れない、そういったところで何とかこの機会に道が広がればよいなと願っているんだというようなことを私はお聞きしているわけなんですけれども、この建て替えに伴ってそういうふうに道路の中心から2メートル後退ということで家を建てられている中でも、なかなか道路の拡幅や整備が十分されていないという状況もございます。建て替えの時に近隣

の方は期待をされているだけに、建て替えが終わってもそうならない状況の中で非常に残念な思いをされている町民の方々もたくさんいらっしゃるようにお見受けいたしますが、これにつきましては町としてはどのようなお考えで対応をされていていただけてるのかということについてお尋ねをしておきたいと思えます。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 建築基準法に伴います道路後退の件でのご質問でございますけれども、建築基準法では、建築物や擁壁、塀などをその後退部分については築造してはなりませんということになっているわけですが、ただ個人の私有地であるという意思表示のために道路後退部分に石等を置かれているということについては、基準法上では違反とならないということがございまして、非常に難しい問題であると、このように思っております。

しかし、建築行為によって町道等に後退部分が生じるという部分について、町として寄付等のお願いもしながら協力をいただけるというところについてはその部分の整備を行ってきているという状況でございます。そういう後退部分があれば、声もかけながらきているわけですが、なかなか難しい問題にはなっているということでございます。

○議長（中川靖広君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） そして、聞くところによると、私が申し上げているような状況のところでは、特に町としては6メートル道路などの計画もしているというようなこともお聞きしておったんですが、そういう計画があるにもかかわらずなかなかその後退した部分すら十分に通れるような状態にならずに物を置いておられるというような状況もあるというふうに私は思っているんですが、これらにつきましてさらに町は今後どのように努力をしていただけるのか。私は、やはり後で、間口が狭い道で、中へ入れば広いんですけども、そういったところに救急車や消防自動車などの緊急車両が入らないしかもその奥にはたくさん家があるというようなそういう状態のところについては、特に非常に私自身も心配をしているところなんです、そういった点について町の方今後どうされるのか、6メートル道路の計画のある部分も含めましてご答弁をいただきたいと思えます。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 6メートル計画道路、これについても、建築工事をなさ

れる段階で、確認がとれた段階で、ここは6メートル計画道路になっているということで協力のお願いもしながらきているわけですが、なかなか6メートル計画道路といえども、今日まで制限等加わっているという道路でございませんで、計画を立てられる段階で、もう既に現在の道路の状態によって確認等の図面等も作成されている中で、なかなか難しいという状況もございませんで、確認を出されて、町として確認をとれた段階で、また住民さんから何とかならないかというご指摘があった段階で、何回か声はかけに行くわけですが、なかなか、あくまでも個人地として残るわけですからその協力をいただけない限り町として手を出せないという状況にございませんで、根気よく声をかけていくということにしか出来ないのかな、このように思います。

○議長（中川靖広君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 建築基準法でせっきく道路の中心から2メートル後退していただいて、少しはこれで緊急車両が入れるのかなあと期待をされていたけれども、いざというと、大きな石を置かれてて、乗用車ですらこすっておられるような現状もあるように聞いております。今後も粘り強く、斑鳩町の住民の皆さんの安心と安全のためにもせめて条件が整うのであれば、緊急車両が入れるような道をつくっていただきたいというふうをお願いをしておきたいと思っております。

それでは、次の7番目について質問をさせていただきたいと思っております。

7番目につきましては介護保険についてですが、この介護保険についても、制度の改正後私はいろんなことを申し上げてきた経過がございませんで、特に地域包括支援センターの運営については、この間私自身も注目をしてまいりました。けれども、特定高齢者の洗い出し、そして新予防給付の実績の状況がどうなのかということを見る中で、非常に私自身はやはりこの制度の大変なところ、無理があるんじゃないかというようなところをさらに強く感じているわけなんです、この地域包括支援センターについては、18年度においては社会福祉協議会の方に1,500万円をもって委託をされている状況にございませんで、これは来年度一体どのようになっていくのかというのが私自身もなかなか難しいなあと、色々考える中で難しいなというふうには感じているところなんです。率直に今斑鳩町の方では、この点についてどのようにお考えになっているのか。予算編成時期でもございませんで、ここのところをお尋ねしておきたいと思っております。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 質問者もご承知をいただいておりますように、次年度か

ら介護予防支援事業の関係で事業所が予防プランを作成するのがケアマネジャー1人当たり8件までということになってきます。そういうことを考えますと、相当地域包括支援センターの方に来るのではないかなというようにも思っているところでございます。こういうことも配慮する中で、予算編成には当然反映をさせていかなければならないのではないかとというように現段階では考えているところでございます。

また、包括支援センター自身におきましても、職員の3人の顔写真も張りながら、包括支援センターの業務等もチラシで周知をさせていただいているという状況でもございます。そういうことにつきましても、今後包括支援センターのそういう組織につきましても、業務等につきましても十分ご理解をいただけるような形でも取り組んでいかなければならないかなというように考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 今、具体的な数字とかいうものはお答えはなかったんですが現段階では非常に地域包括支援センターはご苦勞をいただいているというふうに思っていますが、本来は本年10月からケアプランはケアマネジャーに8件、再委託は8件という制約があったものが、実は来年の3月まで引き延ばされたと、途中でね、引き延ばされたという経過のある問題ですが、いよいよ来年の4月からはということになってくると思います。そのことも十分ご承知をいただいていると、ご認識もいただき、現場のご意見も聞いていただきながらやっていただけてると思うんですが、今、部長がご答弁いただいた問題は、最後におっしゃられた問題は、私も非常に心配しているところなんです。地域包括支援センターですと言っても、お年寄りの方は何か疑ってかからはるんですよね。今ごろはいろんな名前を語って年寄りだますような話を持ってくる、そういうものが色々あると。地域包括支援センターと言ってもお年寄りはご存じなくて、いやうちはもう結構ですというようなことになったり、いろんなことがあると思うんですねだから、お年寄りだけではなくて本当に斑鳩町の皆さん方に、介護保険の制度が変わってこういうふうに地域包括支援センターというものが斑鳩町に出来てというようなやっぱりご認識を持っていただく、啓発していくということは大事な。ただ、今後総合福祉会館の建設にも入ってまいりますので、そこでは大きな看板も上げて、そういうセンターですよというようなことの啓発の一端にもなるんかなというふうには思うんです。皆さん方にもよく知ってもらえるものとなるんかなという期待も私自身も持っているところですが、非常にわかりにくい状況にあると。

それと、もう1点は、我々は認知症があれば、要介護1の方が認知症があれば要介護1のままで、認知症が認められなければ要支援に移ってしまいますよというのが、私たちそういうふうな、大体いろんな物を読んでいたらそういう状況にあったと思うんですが、ただ審査会の状況を見てますと、認定の状況を見てますと、少し認知症が見られる状況にある中で、あれっと、この方やったら要介護1じゃないのかなという方でもやっぱり要支援の方に来ておられるというような状況もあるように見受けております。これらの問題につきましても、今後ケアプランを立てていく中で、さらに地域包括支援センターはご苦勞をなさるのではないかとというふうに心配をしております。その点については、さらに現場の意見も聞かれて介護保険の担当の方とで十分に練り合わせていただきまして、その辺、4月からケアプランまた包括の方で大分立てんならんようになってくるやろうし、そういう問題もあるしということでは大変になってくると思います。

ですから、私、委託につきましても、1,500万で委託をしたけれども次年度については十分そういったこともご検討をいただいた上での地域包括の予算編成となるようにぜひしていただきたいということで、あえてこの7番目に介護保険についての質問を挙げさせていただきましたので、十分にご検討いただきたいということを申し上げておきたいと思います。

では、引き続きまして最後の障害者自立支援法の問題に移らせていただきたいと思えます。

この障害者自立支援法につきましても、私これまでずっと色々質問をさせていただいてまいりましたし、委員会でもいろんな意見を述べてきましたけれども、特に今予算編成時期ですので一般質問でお尋ねをしておきたいのが、今、地域生活支援事業の中で、斑鳩町ではかなり色々利用区分の中で減免をしていただいているという状況がございました。町長の方もよく理解をいただきまして、障害を持っていることが自己責任かのように扱われて、情報を得るのにもお金が要るなんていうのはおかしいじゃないかと私は常々言ってきたことで、非常に斑鳩町としては早い決断をもってこういう減免の決定をしていただいたというふうに高く評価をさせていただいているところですが、斑鳩町が18年度に決断をされたこの考え方というのは、来年度も引き続いて継続してその考え方でいっていただけるのかどうかということについてお尋ねをしておきたいというふうに思います。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 端的にお答えをさせていただきますので、言葉足らずになるかも知れませんが、次年度に向けましては、18年度で実施をいたしております事業等につきましては、この状況を引き続き実施をしてサービスのご利用をいただけるように努めていきたいというように考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 今、部長から心強い答弁をいただいたというふうに思っております。さらには、毎月の上限管理などについても抜かりのないようにきちっと、障害者ご自身により負担のかからないような形で進めていっていただきたいと思います。

そして、さらには、3障害を無理に1つに統合をしたこの障害者自立支援法については、私は以前から、これは本当に相当な悪法だというふうに申し上げてきた経過があるんですが、これは今後介護保険との統合の考えがあつての経過措置であるというふうに私は思っているんです。ですから、この障害者自立支援法が出来た時に、将来介護保険との統合を考えているというふうに言われておったと思いますが、私は非常に大変なことになってくるなあと心配をしているところですが、これについては、本当に市町村というのは、そこにお住まいの住民さんを直に見てまして、直にその方たちの苦しみや大変さがわかるだけに、非常に辛いものもあるんじゃないかというふうに思っているところですが、今後のこの社会保障の動向の中でも、特にこの障害者自立支援法が介護保険と統合というような考え方、こういう考え方について、町長はどのようにお考えになられているのか、ぜひともお聞きしておきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 障害者自立支援法と介護保険との統合についてですが、国の方針では、統合することで障害者福祉の持続的な発展の確保のために財源を重点的、効果的に投入することが出来ることや、地域福祉の観点から、統合することで社会資源の利用を総合的に考えることが出来る等の理由から、平成21年度からの統合を進めているところでありますが、私は障害者施策は社会参加を前提とするものであり、現行の介護保険制度とでは、その目的が異なることや、保険料の徴収についても大きな課題があると考えております。

障害者福祉を安定的、持続的に支えていくために介護保険と統合しサービスを利用する障害者に対して保険料を払っていただくことは、障害者の所得保障や障害者に適した就労支援システムが完全に保障されていない中においては負担を招くおそれもあり、障害

者に十分な説明をし理解いただくように慎重に議論すべき問題であると考えております

○議長（中川靖広君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 常々町長におかれましては、障害者問題については深いご認識を持っていただいているというふうに私も感じておりますが、そういう問題があるというご認識も持っていただいているようです。本当に今後どんなふうはこの社会保障制度がなっていくのか、私自身も不安な思いでいっぱいですが、とにかく斑鳩町としては斑鳩町のそういった障害を持った方々のために、やはり地方自治体としてその障害者の人たちの立場に立った行政運営をやっていっていただきたいということを最後をお願いをさせていただきます、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、14番、里川議員の一般質問は終わりました。

続いて、3番、飯邊議員の一般質問をお受けいたします。3番、飯邊議員。

○3番（飯邊昭二君） それでは、これより通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず、1番目のいじめの問題についてであります。今、大きな社会的問題となっているいじめを苦しめた子どもの自殺が相次ぎ、尊い命が失われ、前例のない事態が続いております。教育界だけではなく、社会全体が立ちすくみ、戸惑い、また重苦しさを感じます。全国でいじめに起因すると見られる十代の自殺が連鎖し、校長までもが命を絶つという事態です。一連の問題は、子どもたちに不幸、不運をもたらしながら、残念ながら次々と浮上してきております。昨今の新聞紙上では、毎日のようにいじめについての記事が掲載され、事態の深刻さが伺えます。

政府の教育再生会議では、学校と教育委員会がしっかり踏み込んでこの問題に対処すべきとの提言があり、喫緊の課題となっております。いじめは、学校と家庭が一緒になって取り組まなければ解決出来ないと思います。当町もこの問題について協議検討をされていると思いますが、今後、いじめの実態を明らかにし、そのための対策を講じておく必要があります。すべての子どもたちが安心して学校生活ができるよう、全力を挙げて見守っていかねばなりません。

そこで、以上のことを踏まえて5点についてお伺いいたします。

まず・点目の、いじめについての実態と子どもへのアンケート調査について。

いじめの実態を把握することは難しいかもしれませんが、しかし、早期に子どもの

兆候をとらえ、手を打つ以外に解決の方法はないと考えます。また、そのためには、子どもたちの実態を隠さず明らかにして、その対処について協議を重ね、最も適切な方法で解決しなければなりません。当町におけるいじめの実態をどうとらえているのか、またそのための日常的な子どもへのアンケート調査はどのように行われているのか、お伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 議員もご心配いただいておりますように、いじめにつきましては私も大変憂慮しているところでございます。学校や教育委員会は、学校生活におきまして、児童生徒の命や、あるいは健康を危険から守ることが求められているというふうを考えております。最近、いじめによります自殺の事件の発生が続きまして、大きな社会問題となっておりますけれども、学校教育にかかわるすべての関係者一人ひとりが、やっぱり改めて児童生徒の命、あるいは健康を危険から守ることの重要性を認識いたしまして、いじめの兆候をいち早く把握して迅速に対応することが必要というふうを考えているところでございます。

そこで、いじめについての実態把握でございますが、18年の10月に町独自で実施いたしまして、各学校に調査を依頼いたしました。小中学校で学級ごとに先生から児童生徒の聞き取りによります実態把握をいたしました。この実態調査は、18年4月から10月の間で、子どもたちがいじめととらえている案件はあったのかどうかということでございますが、その中で、小学校では全体で33件ございました。そのうち、指導済みは28件で、現在指導継続いたしておりますのが5件ございます。また、中学校では11件ございまして、これはすべて指導が終わっております。

その主な内容でございますが、小学校では、悪口が8件、それからからかいが12件暴力が3件、仲間外れが5件、物隠しが5件でございます。中学校では、悪口が5件、仲間外れ3件、物隠し1件、暴力2件でございます。これらすべてがいじめにつながるかどうかということは大変不明でございますけれども、学校といたしましては、いじめということも踏まえましてそれぞれ適切に指導し対応をしているところでございます。

それから、子どもへのアンケート調査についてでございますが、これは奈良県教育委員会が、小中学校の全児童生徒を対象にいたしまして、いじめについてのアンケートを実施いたしまして、12月15日までにその調査集計をする予定をいたしております。調査後集計いたしまして、適切に対処してまいりたいというふうを考えております。

アンケートの内容でございますが、1年生から高校生まで同じ設問内容でございます。10項目が挙げられておまして、どんな内容かといいますと、設問1には、あなたはいじめについてどう思いますか。2つ目には、あなたはクラスのだれかがいじめられているのを見たらどうしますか。3つ目には、いじめをなくすには何が大切だと思いますか。4つ目には、2学期になってからいじめられたことはありますか。5つ目に、いじめられたことがあると答えた人は、どのようにいじめられましたか。それから、6つ目では、いじめられたことがあると答えた人は、だれかに相談しましたか。7が、相談したと答えた人は、だれに相談したのですか。8つ目には、いじめられたことがあると答えた人は、今もいじめられていますか。9つ目には、2学期になってからいじめをしたことがありますか。10番では、いじめをしたことがあると答えた人は、どうしていじめたのですか。こういった内容でアンケート調査をとられているところでございます。

なお、県教育委員会といたしまして、いじめについてのアンケートは、小学校については1年生から3年生と4年生から6年生に分けて、あるいは中学校では全学年をまとめて集計し、分析をし、対応の手だてを計画されているところでございます。町の単独調査と県の調査をあわせまして、内容を十分分析いたしまして適切に対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 3番、飯邊議員。

○3番（飯邊昭二君） 今、詳しくご答弁がありましたように、小中学校での実態調査、いじめの調査が始められたということで、その中で指導済み件数が28件、また指導継続数が5件ということでご報告ありましたが、具体的にどのようにそれについて指導しまた対処されたのかということと、アンケートについての集計、15日の予定ということとでありますけれども、そのアンケートの内容10項目において、各項目ごとにいじめがほとんどいじめという言葉が入っているんですけども、これはアンケートの内容上仕方がないということは理解出来るんですけども、このアンケートの内容について、子どもに配布された場合の配慮というんですか、そういう指導があったと思うんですけども、ちょっと心配されますので、その2点についてお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 今、申し上げましたような、いじめというよりも、そうした悪口を言ったり仲間外れにしたりというようなことがございます。そうした現象があった場合には、家庭訪問、あるいは当該者の個別指導などそれぞれのケースごとに必要な指

導を行いまして、適切に対処をしていただいております。また、学級全体での指導が必要な場合につきましては、そうした適切な教材等を選定いたしまして、子どもたちが互いの人権を認め合うことを再認識出来るような指導を行っております。また、特定の教職員が問題を抱え込むということのないように、学校全体で対応出来るための対策委員会等を組織いたしまして、それぞれの学校で対応をしていただいているところでございます。

それから、子どもたちにアンケート調査する場合のそのいじめという言葉についてどう理解させていくのかということでございますが、大変これ難しい問題だというふうに思っています。例えば、教材を使って指導をする場合もありまして、一例を挙げますと少し長くなるかわかりませんがお許しいただきたいと思えます。

例えば、一つの題材で、「僕もしたい」という題材がございます。そうした中で、これはドッジボールの中に一緒に入れてほしいというような内容でございますが、それをとらえて、いや、いっばいやから入れないということで断られたと。そうした時に、子どもたちはどういう思いをしているのかというようなことを、それぞれの子どもたちから意見を聞きながら、あるいは意見を出させながら授業展開をする、そしていじめというものについての理解をさせていく、こういう取り組みをさせていただいております。

それからまた、小中連携教育の生き方部会では、平成17年度に道徳の副読本を購入いたしまして、各学年ごとに年齢に応じた教材を活用いたしまして指導を行い、9年間の義務教育の中で、聖徳太子の和の精神に基づき、人としての生き方を学ぶことが出来るような教育の充実に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（中川靖広君） 3番、飯邊議員。

○3番（飯邊昭二君） いじめの実態を把握していただいて、また適切に対処していただいていることはわかりましたが、しかしそれだけでは解決したということは私は言えないと思えます。いじめのもとをなくさない限り同じことを繰り返す事態が発生するように思えます。そのためには、子どもを取り巻く教育環境が非常に重要であると考えます。

そこで、次の・点目の質問ですが、教員のバックアップ体制について。本来、100%子どもと向き合うべき教師が、雑務に追われ専念出来ないという問題も指摘されています。学校、地域、家庭が連携して教員のバックアップ体制が必要と考えますが、そ

の点についてお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） いじめにつきましてのバックアップ体制ということでございますが、先ほども申し上げましたように、いじめ、あるいは不登校の問題の重大性を全教職員が認識をいたしております。校長を中心に一致協力体制を確立いたしまして、いじめの態様や、あるいは特質、原因、背景、それから具体的な指導上の留意点などについて職員会議などで取り上げまして、教職員間の共通理解を図りながら取り組んでいるところでございます。

いじめの問題につきましては、先ほども申し上げましたように、特定の教員が抱え込んだり、あるいは実態を隠したりすることなく、学校全体で対応出来る体制を確立しているところでございます。例えば、生徒指導部会を設置いたしまして、その中に校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、あるいは学年代表の教諭、あるいは当該の先生等で構成いたしまして定期的開催をいたしておりますし、事があつた時には臨時に開催いたしまして、適切に対応出来るよう体制を整えているところでございます。この会で学校全体での子どもの様子が把握出来、その対応が出来ると考えておりまして、一人の教員が子どもに関する問題等で悩まないで、全教職員で問題を理解し解決に取り組む体制をつくり実践を進めているところでございます。

以上です。

○議長（中川靖広君） 3番、飯邊議員。

○3番（飯邊昭二君） いじめの対応については、校長先生を中心に協力し合って問題解決のために対応していただいているということは、今、ご答弁にありましたようによくわかるんですけど、問題は、やはり先ほど私が申しましたように、先生が雑務に追われて子どもに対する目が行き届いてないということが指摘されているという中から、やはり先生に対してのサポート、あるいはバックアップが必要ではないかということを思うんですけども、この辺のご認識をお伺いしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 学校の先生方へのサポートということでございますが、学校への先生の配置については、これは県なり国の方で決められました生徒数、あるいは学級数に応じた教員の配置というものがございまして、その配置によりまして適切に各学校に配置されているところでございます。その中で、学校運営すべてにつきまして対応す

るというのが現状でございます。

特に、雑務ということでございます。これは、すべてがこうした学校運営に必要なものでございますし、雑務というのはどういうものかわかりませんが、例えば今回のようないじめが多く発生した場合に、いろんな調査、アンケート調査、先ほども申し上げましたようにアンケートとか、いろんな調査、資料の提供が要求されてまいります。そうした場合の仕事というのがその時期、時期にふえる場合がございますけれども、それが1年中続くということじゃございませんので、やはり普通の業務についてはそれぞれの配置された先生の中で実施していただいて、今回のような特別な場合については大変先生方に多く負担はかかると思いますが、やっぱり自分たちの育てる子どもたちのためでございますので、ご協力をいただくようお願いを申し上げたいと思っておりますし、またそれによってこういった場合に人を増員するということについては、今、特に考えていないわけでございますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 3番、飯邊議員。

○3番（飯邊昭二君） サポートについては色々と問題があるということもわかります。

しかし、先ほども言いましたように、やはり先生のサポートも、今後サポート的なものも考えていく必要があるんじゃないかということで、今後もそういったことを視野に入れて考えていただければと思います。

教育にとっては何よりも重要なのはやはり先生ですというところで、・番目の質問に入っていきたいと思っております。

教員の資質向上についてということで、教師こそ最大の教育現場であり、また子どもの成長はよき教師、つまり先生との出会いによって決まると言っても過言ではありません。教員の資質向上について、日ごろどのように取り組まれているのか、お伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 学校、幼稚園におきまして、常に教職員の資質向上については努力しているところでございます。また、先生方も独自でいろんな研修に参加し、その資質を高めていただいているところでございます。

子どもたちの生きる力を育むためにも、教職員が教育改革の動向や、あるいは今日的な課題に適応出来るように、様々な機会を生かしまして積極的に研修に取り組んでいるところでございます。また、幅広い視野を持って課題を見つけまして、それを解決して

いく資質、能力を身につけるよう研修に努めていただいております。

教育委員会といたしましても、毎年1回でございますが、町の全教職員を対象にいたしまして、その時期、時期に合った課題を見つけながら研修をしているところでございます。18年度はCAPによります研修を実施いたしまして、いじめや暴力から自分自身の身を守るために子どもたちがどのように対応すればよいのか、さらに問題を抱える子どもたちにどのように言葉かけをすれば、子どもたちの安心や、あるいは自信を取り戻すことが出来るのか等について学習をしてまいったところでございます。

いじめへの具体的な対応についてでございますが、各担任がクラスの実態を把握いたしまして、職員会議で報告し、学校全体で検討協議した結果をもってきめ細かく個々に指導をいたしております。これは、先ほども申し上げましたように、その学校、学校でそうした対策の委員会を、あるいは組織を持っておりますので、どの先生もその子どもに対応出来るような体制をとらせていただいております。あるいはまた、学級活動、あるいは道徳の時間を活用いたしまして、教材を選びながらいじめをなくすような全体的な指導を行っているというのが現状でございます。

○議長（中川靖広君） 3番、飯邊議員。

○3番（飯邊昭二君） 今、教育改革の研修等に取り組んでいただいているということで学校教育にどのような改善を望むのかという問いに対しまして、教員の資質向上を求める声が出ております。教員の職務は、児童生徒の人格形成にかかわり重大な影響を与えていくということは言うまでもありません。今後も、資質の向上と共に児童生徒に対する適切な指導をお願いしておきます。

次に、・点目のスクールカウンセラーによる相談活動について、最近どのような相談内容があるのか、また特に保護者からの相談についてお伺いしておきます。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 18年度の11月末現在までの相談件数でございますが、延べで140件ございました。そのうち、保護者からの相談が23件でございます。相談内容でございますが、不登校が4件、生活全般にかかりますことが18件、家族の問題が1件となっております、いじめの相談については11月にはなかったということでございます。

もちろん、そうしたいじめについての相談があれば、そうしたスクールカウンセラーは心の専門家として対応することになっておりまして、またそういうスクールカウンセ

ラーの職務につきましては、相談活動だけでなく、いじめや不登校などの学校の諸課題の取り組みのあり方についても、教職員と連携いたしまして助言をしていくということも含まれておりますので、先ほど議員よりご質問をいただきました職員のバックアップ体制ということにも活用をされているというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 3番、飯邊議員。

○3番（飯邊昭二君） 今、ご答弁にもありましたように、いじめによる相談はないということですが、実態はどうなっているかわからない、どう判断してよいのか難しいわけですが、いじめには見えない現実があるということがあります。いじめの加害者よりもいじめられている被害児童生徒が必死にその事実を隠そうとしているという現状があります。こういったことをとらえて、今後、子どもたちの言動を見守っていただきたいと思っております。

次に、・点目の一連のいじめに対する認識について。一連の学校の不祥事を受け、教育委員会への批判と改革論議が高まっています。教育長の認識をお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 最近のいじめ問題等の対応につきまして、学校や教育委員会の責任が重いというふうに考えているところでございます。私も、自殺し、尊い命をみずから絶つということについては、大変憂慮しているところでございます。日ごろから、不登校やいじめ等につきましては、さきの質問でもお答え申し上げましたように、学校長を先頭に学校の教職員全員が一丸となって取り組み、問題を早期に発見いたしまして早期に解決出来る体制をとるよう指導をし、現在そのようにそれぞれの学校で取り組んでいただいているところでございます。

いじめた側に対して、いじめ行為に対しては命にかかわることで、毅然とした対応で指導をする、あるいはいじめられた者の苦しみや心の痛みに気づかせるよう先生方に指導をいたしているところでございます。あるいは、傍観者に対しましては、自分の問題としてとらえさせ、見て見ぬふりをするはいじめ行為に通じることを理解させるということがポイントと考え、実践をいたしております。また、家庭との連携を密にいたしまして、問題を早期発見し早期に解決出来るよう常に意識しながら取り組んでいるところでございます。

一つしかない大事な命をみずから絶つことは大変不幸なことでございますし、こうした子どもたちがなくなるように願っているところでございます。また、こうしたみずか

ら絶つような現状を起こさせないような、そうしたことの取り組みも必要であるというふうに思っております。

今後も、いじめ等に関します指導のあり方につきましては、点検を行いながら学校を指導し、教育委員会としても支援をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 3番、飯邊議員。

○3番（飯邊昭二君） いじめはいかなる理由があろうとも絶対に許してはならない、あらゆる手段を尽くして根絶させるべきであります。そのためには、いじめは人道上の問題、断じて許さないという強い意志を、学校をはじめ社会全体に行き渡らせる必要があります。いじめの根絶の大前提が必要になっています。今、教育長の答弁、先ほどの内容と同じような答えでありましたけども、やはりいじめの根絶についてどうかということの決意が、私はそういう形の答弁が欲しかったんですけども、このことについてお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 私は、いじめだけではなく、以前からもありますように、校内暴力とか、あるいは人を殺傷するとかいうような子どもによる事件、事故が非常にたくさん発生いたしております。そうしたことについて、すべてやはり命というものを大事にするような取り組みが必要であろうというふうに考えているところでございます。そうしたいじめ、今回のいじめだけをとりましても、大変その発見について難しい問題もありますけれども、今も申し上げましたように、教育委員会といたしましても、こうした問題の解決のために努力をしていきたいというふうに思っております。

そうした中で、心を豊かにするための道徳教育というものを重点に置きまして、子どもたちの心の教育をしっかりとやっていきたいというふうに思っております。そうしたことが積み重ねられることによっていじめがなくなるというふうなことを願っているところでございます。

いじめは、どの学校でもどの子にも起こり得る問題であるというふうに十分認識をいたしておまして、先ほども申し上げましたように、特定の教員が抱え込むことなく学校全体で取り組みまして、そして保護者にも協力を求めながら対応していくことがいじめによる被害をなくす方法ではないかなというふうに思っているところでございます。子どもたちがやっぱり気軽に相談出来る環境づくり、こういったことが大切であろうというふうに思っています。あるいはまた、親に気軽に話せる、そういう親とのコミュニ

ケーション、そういうものも必要であろうというふうに思っているところでございます
いずれにいたしましても、学校も、子どもたちが先生などに相談しやすい雰囲気づくりをつくりまして、いじめ等の諸問題をなくすために学校長に指導をし、教育委員会としても努力をしてみたいというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 3番、飯邊議員。

○3番（飯邊昭二君） よくわかりました。いじめをなくす鍵を握っているのは、周りで見ている人たちです。児童生徒たちには、自分は関係ないとか見て見ぬふりという考えを定着させてはなりません。このようなことを踏まえ、今後いじめの問題をはじめ教育力の復権のためお願いしておきます。これで、いじめ問題については終わります。

次の2番目の質問に入ります。

出産育児一時金の支給方法についてであります。妊娠されている方にとっては様々な不安があり、出産後育児と経済的不安が伴います。一般的に、出産する場合、何かと出費がかかり、出産費用は妊娠中の検査費などを含めると、トータルで50万円ぐらいかかります。

そこで、子育て支援策として、出産にかかる経済的負担を少しでもなくすため、今年の10月、出産育児一時金の支給額が30万円から35万円に引き上げられました。一方、一時金の支給方法は、出産後に請求し一時金を受け取るまでに通常約1カ月近くかかり、病院への支払い時に高額な分娩費用を用意しなければならず、困る人も少なくありません。また、支給額の8割を無利子で借りられる貸付制度もありますが、いずれにしても高額の分娩費用を一旦立て替える必要があるため、制度の改革を求める声があります
そこで、以上のことを踏まえて2点についてお伺いいたします。

まず・点目の現行の支給方法とその実態についてお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 斑鳩町では、現在、出産育児一時金の支払いにつきましては、国民健康保険に加入をされている被保険者から出生届が提出をされた際、一時金の支給申請を行っていただいているところでございます。申請された際に指定をされました銀行等の口座へ振り込みを行っているわけですが、当町の方では、申請日から振り込みをさせていただくまで大体10日ほど程度の日数がかかっているというふうに思っております。

また、現金での支給を要望された際にその対応が図れるようにということで、その出

産育児一時金の部分につきましても、事前に現金を用意をいたしているところがございますけれども、現在のところ銀行口座への振り込みというのを希望をされておりました現金によります支給というのが求められたというのではないというのが実情でございますしかし、こういう支給がないということにつきましては、一つはそういう制度があるということの周知不足でもないかなというようにも考えておりますので、今後、そういう制度もあるということの周知をさらに図っていきたいというように考えております。

○議長（中川靖広君） 3番、飯邊議員。

○3番（飯邊昭二君） 出産後の手続をすればすぐに支給していただいているということで、窓口においても現金払いということで、近隣に比べますと一歩も二歩も進んでいるということで、努力していただいているということは評価いたします。しかし、先ほど私が冒頭の後半で申し上げましたように、いずれにしても高額の分娩費を工面して一旦立て替えなければならないという現実があります。このことを考えますと、より負担を軽くするための制度が必要と考えます。

そこで、出産育児一時金の支払い手続の改善ということになります。次の質問になるわけですが、受領委任払い制度についてであります。この制度は、被保険者本人からの支払いではなく、保険者から医療機関へ支払いをしていただけるよう申請依頼する等の手続をし、実際にかかった金額を保険者から直接医療機関に支払いすることにより被保険者の負担を軽減するものです。この制度は、さらなる子育ての支援策の一つと考えますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 出産育児一時金の受け取り代理でございますが、被保険者が医療機関等を受け取り代理人として事前に申請をされまして、医療機関等が被保険者に対して請求をする出産費用の額、その請求額が出産育児一時金の支給額を上回る場合につきましては、35万円を限度として医療機関等が被保険者にかわって受け取ることによりまして、被保険者が医療機関等の窓口で出産費用を支払う負担を軽減しようというものでございます。

当町の場合につきましては、先ほどもお答えをさせていただいておりますように、この育児一時金を窓口におきまして現金で給付も可能なように対応をさせていただいております。医療機関等での支払いについて出来る限り支障が生じないようにということで配慮もさせていただいて取り組んでいるところでございます。

しかしながら、被保険者の負担の軽減というこの制度の目的をかんがみますと、当町としても臨機に対応をしていかなければならないのではないかと、このように考えております。ただ、事務執行上の課題も少し、担当の方からも整理をしなければならない点もあるということも聞いております。それらの整理をする中で、導入に向けて検討をさせていただきたいと、このように思います。

○議長（中川靖広君） 3番、飯邊議員。

○3番（飯邊昭二君） 斑鳩町の次世代育成支援行動計画の中に、「子育て家庭の経済的負担の軽減について、制度上の配慮についての積極的な働きかけをする」ということで明記されております。今、部長おっしゃいましたように、検討されて前向きにということとで安心しております。今回の制度は、子育ての経済的支援に大きな効果を得ると期待しますので、よろしく願いしておきます。

最後になります。次の3番目の質問に入ります。消防団活動の協力について。

消防団は、日ごろ地域の安心安全を確保するため、平素は生業を持ちながら、みずからの地域はみずからで守るというボランティア的精神に基づいて地域住民の守り手として活動していただいております。ところが、近年、各地で消防団員は年々減少をしている状況があり、当町においても広報等で募集をかけていただいておりますが、定数には至っておりません。将来において団員の確保のため、地域の方にご協力とご理解を得ることが必要です。

そこで、現在の消防団員の構成と消防活動の協力について、まず初めに斑鳩町消防団の団員数の現状はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 本町の消防団員の現状についてのご質問でございます。

本町の消防団員数は、ここ数年90名前後で推移いたしており、本年12月1日現在におきましては、消防団員の定数100名に対しまして実人員数は89名となっております。

○議長（中川靖広君） 3番、飯邊議員。

○3番（飯邊昭二君） 消防団員、過去10年前から、平成9年ごろからの消防団員の推移をちょっとお知らせ願いたいと思います。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 平成9年からの推移でございますが、平成9年は94名、1

0年は91名、11年が95名、12年が96名、13年が95名、14年が91名、15年が90名、16年が94名、17年が89名、18年が85名ということで、現在は89名ということでございます。

○議長（中川靖広君） 3番、飯邊議員。

○3番（飯邊昭二君） 今、報告の団員数の現状を見てみますと、やはり下降ぎみになってきているということがわかります。今後、団員の確保についての取り組みについて伺いたいします。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 町消防団員の確保についてのご質問でございますが、消防団は、みずからの地域はみずから守るといふ崇高な郷土愛護の精神に基づき、昼夜を分かたず各種の災害に立ち向かい、地域の安全安心の確保に大きく貢献していただいております。地域の実情に精通した住民により構成されているため、地域密着性、要員動員力及び即時対応力の面でも優れた組織であると思っております。また、災害対応はもとより地域コミュニティの維持及び振興にも大きな役割を果たしておるところでございます。

しかしながら、全国的に見て、産業・就業構造の変化や少子高齢化社会の到来、過疎化の進展等によりまして、消防団員数は減少傾向にあり、約200万人いた消防団員が今では90万人を割ろうとしている状況であります。これは全国的な話でございますが

本町といたしましては、常備消防の充実はもちろんであります。消防団の充実強化は、地域防災力の向上には不可欠であると考えております。このことから、消防団員の確保につきましては、平素から消防本団役員会の中で、消防団員確保に向けた取り組みについて種々検討を行い、消防団においては、平素の消防団活動を通じ団員みずからが団員の入団促進を図りますと共に、町といたしましても町職員の入団促進、今現在は正職員で3名、臨時職員で1名、4名でございますが、入団をしていただいておりますがそういったことをはじめといたしまして、広報紙等により消防団の活動状況の紹介を行い、消防団活動のPRと理解を求めますと共に、団員募集の記事を掲載し消防団員の確保に努めてまいっておるところでございます。

今後も、地域防災力の充実強化に向けまして、消防庁等の団員確保に係ります推進施策を参考にしながら、当町の地域の実情を勘案して消防団員の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 3番、飯邊議員。

○3番（飯邊昭二君） 以前から広報等で取り組んでいただいているということは存じております。また、団員の方をお願いして、入団促進についての意識を持ってもらって、また直接個々に当たっていただいて、また今回もその中から5名の入団が決まりました。それでやっと当町においては90名の団員が確保されている。しかし、今後において、その入団の確保が出来ないとなれば、やはり下降ぎみをたどるということで、そのための策が必要になってきますことから、今後やはり具体的に取り組む必要があります。今後の策について、何かその方法があればお聞きしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 消防団員の確保に向けた具体的な取り組みについてのご質問でございますが、これまでも消防団が主体的に個人を中心に消防団への入団促進の働きを行ってまいりました。先ほども申し上げたところでございますが、そういったことをいたしております。町といたしましても、同じように、先ほど申し上げましたが、町内の一事業所といたしまして職員の入団促進を行ってまいっております。今後は、町内の事業所や団体等に対しましての消防団活動への理解を求める取り組み、従業員等の入団促進について、消防団とも十分に協議をしながら、連携を図りながら検討を行ってまいりたいと思います。

○議長（中川靖広君） 3番、飯邊議員。

○3番（飯邊昭二君） 今、ご答弁ありましたように、事業所の方に働きかけて考えていくということで、今後消防団員の方と十分に協議をしていただいて、地域に即した団員の確保を期待いたします。

以上をもちまして私の一般質問を終了いたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、3番、飯邊議員の一般質問は終わりました。

これをもって本日の一般質問は終了いたします。明日も引き続き午前9時から一般質問をお受けいたしますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。ありがとうございました。

（午後2時41分 散会）